

鹿屋市障がい者基本計画 (第3期)

令和6年度～令和11年度

～ 目 次 ～

第1部 総論

【第1章 基本的な考え方】

- 1 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 障がい者施策に関する国及び県の動き・・・・・・・・ 1
- 3 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 計画の重点的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 計画策定に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【第2章 障がいのある人の現状】

- 1 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 公的サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 人的資源の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 生活環境の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

【第3章 実態調査結果】

- 1 調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

【第4章 施策の体系化と相互連携】

- 1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 庁内における施策の連携イメージ・・・・・・・・・・・・ 40
- 3 市と関係機関との連携イメージ・・・・・・・・・・・・・・ 41

第2部 各論

【第1章 分野別施策の基本的方策】

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止・・・・ 42
- 2 安全・安心な生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 46
- 4 防災、防犯等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 5 行政における配慮の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 6 保健・医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進・・・・・・ 56
- 8 教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興・・・・・・・・・・・・・・ 66

【第2章 計画の推進体制】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第3部 鹿屋市成年後見制度利用促進基本計画

1	計画策定の背景	68
2	計画の位置づけ	68
3	計画の期間	68
4	本市の状況	68
5	基本方針	70
6	基本方針に沿った今後の取組の方向性	70

第4部 資料編

1	策定委員会開催要綱	72
2	策定委員会名簿	74
3	策定委員会開催経過	75

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の経緯

市町村は、障がい者施策に関する基本的な計画の策定が義務付けられています。本市では平成27年3月に策定した「鹿屋市障害者基本計画（第2期）」の計画期間が終了することから、計画内容を見直し、新たな計画として「鹿屋市障がい者基本計画（第3期）」を策定しました。

2 障がい者施策に関する国及び県の動き

- ① 「**障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例**」（H26.10～施行）
障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島作りを進めるために制定されました。
- ② 「**障害者総合支援法・児童福祉法**」改正（H28.6、H30.4～施行）
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」が改正されました。
 - ◆ 自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の新設
 - ◆ 障害児福祉計画の策定
 - ◆ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援 など
- ③ 「**成年後見制度利用促進法**」（H28.5～施行）
「成年後見制度の利用の促進に関する法律（通称：成年後見制度利用促進法）」が施行されました。
 - ◆ 成年後見制度の理念の尊重
 - ◆ 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進 など
- ④ 「**発達障害者支援法**」改正（H28.8～施行）
「発達障害者支援法」が改正されました。
 - ◆ 教育、就労の支援、地域での生活支援等の充実 など
- ⑤ 「**障害者基本計画（第4次）**」
「**鹿児島県障害者計画**」策定（H30～R4）
- ⑥ 「**障害者文化芸術活動推進法**」（H30.6～施行）
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（通称：障害者文化芸術活動推進法）」が施行されました。
 - ◆ 文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 など
- ⑦ 「**読書バリアフリー法**」（R元.6～施行）

第1部 総論 第1章 基本的な考え方

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）」が施行されました。

- ◆ 視覚障がい者等図書館利用に係る体制整備 など

⑧ 「かごしま県民手話言語条例」制定（R2.3～施行）

⑨ 「障害者雇用促進法」改正（R2.4～施行）

「障害者雇用促進法」が改正されました。

- ◆ 障がい者の活躍の場の拡大に関する措置
- ◆ 国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 など

⑩ 「バリアフリー法」改正（R2.6～施行）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」が改正されました。

- ◆ 「心のバリアフリー」の推進 など

⑪ 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」制定（R2.12～施行）

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が制定されました。

- ◆ 電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定 など

⑫ 「障害者差別解消法」改正（R3.6～施行）

「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が改正されました。

- ◆ 事業者に対する合理的配慮の提供の義務付け など

⑬ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」制定（R3.9～施行）

「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」が制定されました。

- ◆ 医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援 など

⑭ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定（R4.5～施行）

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。

- ◆ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進

⑮ 「児童福祉法」改正（R4.6、R6.4～施行）

「児童福祉法」が改正されました。

- ◆ 児童発達支援センターの役割・機能の強化 など

⑯ 「障害者総合支援法」改正（R4.12、R6.4～施行）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」が改正されました。

- ◆ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実 など

3 計画の基本理念

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

本計画は、障害者基本法の目的に沿って、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという概念にのっとり、障がいのある人が自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会的な障壁を除去するため、取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めます。

鹿屋市障がい者基本計画（第3期）においては、第2期計画の理念を継承し、「すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、すべての人々が社会の一員として、互いに尊重し合いながら、地域社会においていきいきと生活できる社会づくりを目指します。

（1）地域社会における共生等（障害者基本法第3条）

すべての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利があることを前提とします。

- ◆ すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ◆ すべての障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ◆ すべての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（2）障がい者差別の禁止（障害者基本法第4条）

- ◆ 何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。
- ◆ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施にともなう負担が過重でないときは、それを怠ることによって、差別や権利利益の侵害とならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならないこと。

また、本計画では、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の「誰一人取り残さない」という理念を市民と共有しながら、障がいの有無にかかわらず市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指します。

第1部 総論 第1章 基本的な考え方

4 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間とします。

年度		平成						令和										
		25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国	基本計画	障害者基本計画 (第3次)			障害者基本計画 (第4次)			障害者基本計画 (第5次)										
	障害者計画 基本指針	都道府県・市町村障害者計画の基本指針																
県	基本計画	障害者基本計画 (第3次)			障害者基本計画 (第4次)			障害者基本計画 (第5次)										
	障害福祉計画	(第3期)	障害福祉計画 (第4期)	障害福祉計画 (第5期)	障害福祉計画 (第6期)	障害福祉計画 (第7期)												
市	基本計画	(第1期)	障害者基本計画 (第2期)				障がい者基本計画 (第3期)											
	障がい福祉計画	(第3期)	障害福祉計画 (第4期)	障害福祉計画 (第5期)	障害福祉計画 (第6期)	障がい福祉 計画(第7期)												
	障がい児福祉計画					障害児福祉 計画(第1期)	障害児福祉 計画(第2期)	障がい児福祉 計画(第3期)										

5 計画の重点的視点

(1) 市民の理解促進

本市が令和5年9月～10月に実施したアンケート調査では、「障がい者の就労支援として必要なこと」の中で、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多い割合でした。

障がい者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、市民の理解促進に努める必要があります。

（２）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、鹿児島県は「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、平成 26 年 10 月に施行しました。

障がいを理由とする差別をなくし、障がいに対する理解を深めることで、障がいのある人が障がいのない人と同じように日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを引き続き進めます。

また、障がい者虐待の防止については、平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき障がい者虐待の防止に努めます。

（３）障害福祉サービス等提供体制の充実

障害福祉サービス等の利用者は、障がいのある人の増加や利用希望者の増加に伴って、年々増えており、今後も利用者の増加が見込まれます。

障害福祉サービス等については、市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画において、サービス見込量及び自立支援協議会の充実等によるサービスの確保策を定めており、当該計画を踏まえながらサービス提供体制の充実に努めます。

（４）地域移行の支援

障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

福祉施設等から地域生活への移行を希望する障がいのある人について、相談支援や障害福祉サービスの提供体制の充実などにより、地域への移行を促進します。

また、精神障がい者の地域移行について、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう関係機関が連携して支援に取り組みます。

（５）社会参加の促進

障がいのある人が社会の一員として幅広く活動するためには、道路や建物の段差、周囲の人々の無理解、差別や偏見など、様々な社会的障壁を取り除く必要があります。また、障がいのある人の障壁を取り除くことについて、合理的配慮が求められています。

鹿児島県が主催する「鹿児島県障害者保健福祉大会」や「鹿児島県障害者スポーツ大会」への参加機会を確保することにより、障がいのある人の芸術文化活動に触れる機会やスポーツ活動への参加の促進に努めます。

(6) 雇用・就業の支援

障がいのある人の法定雇用率は、令和6年4月に2.5%（従業員40人以上の民間企業の場合）、令和8年7月に2.7%（従業員37.5人以上の民間企業の場合）に段階的に引き上げられることから、障がいのある人の雇用を一層推進することが必要です。

障がい者が生きがいを持って社会参加できるよう、ハローワークや鹿児島県の設置する障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、求人開拓や企業への啓発活動等を通じて雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進します。

(7) まちづくりの推進

障害者基本法において、障がいのある人に対する社会的障壁の除去の概念が規定されていることから、合理的配慮を的確に行うための環境整備として一層のバリアフリー化を推進する必要があります。

障がいのある人に配慮したまちづくりの必要性や合理的配慮について普及・啓発に努めます。

(8) 障がい児の支援

障がいのある児童については、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実が求められます。

発達障がいの早期発見や早期支援のための環境の充実を図るとともに、医療的ケア児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図ります。

6 計画策定に向けた取り組み

本計画の策定にあたっては、市民の意見などを反映させるために、次の取り組みを行いました。

(1) 実態調査（アンケート調査）の実施

市内の障害者手帳所持者を対象に、アンケート調査を実施しました。

(2) 計画の検討

鹿屋市障がい者基本計画等策定委員会において、計画に関連する事項や計画の内容などについて検討を進めました。

第2章 障がいのある人の現状

1 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数（程度別）

① 身体障害者手帳所持者数

鹿屋市における身体障害者手帳の所持者について、等級別では1級、部位別では肢体不自由が最も多く占めており、所持者数は減少傾向にあります。

＜身体障害者手帳所持者数（等級別）（人）＞

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
1級	1,634	1,534	1,492
2級	772	732	697
3級	789	778	751
4級	1,229	1,235	1,242
5級	286	280	272
6級	344	340	338
合 計	5,054	4,899	4,792

各年4月1日現在

＜身体障害者手帳所持者数（部位別）（人）＞

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
視 覚	289	289	273
聴 覚	409	404	401
音声・言語	47	47	46
肢体不自由	2,717	2,619	2,549
内部障害	1,592	1,540	1,523
合 計	5,054	4,899	4,792

各年4月1日現在

第1部 総論 第2章 障がいのある人の現状

② 療育手帳所持者数

鹿屋市における療育手帳の所持者について、等級ではB2が最も多く占めており、所持者数は増加傾向にあります。

＜療育手帳所持者数（人）＞

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
A	2	2	2
A1	231	232	243
A2	205	206	211
B	3	4	4
B1	305	333	339
B2	329	355	379
合 計	1,075	1,132	1,178

各年4月1日現在

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

鹿屋市における精神障害者保健福祉手帳の所持者について、等級では2級が最も多く占めており、所持者数は増加傾向にあります。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）＞

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
1級	25	20	22
2級	562	590	601
3級	176	186	188
合 計	763	796	811

各年4月1日現在



(2) 障害者手帳所持者数（年齢別）

鹿屋市における障害者手帳所持者数は、年齢別にみると、65歳以上の身体障害者手帳所持者数が全体の半数以上を占めます。

<障害者手帳所持者数（年齢別）（人）>

年齢階層	令和3年				令和4年				令和5年					
	身体障害者手帳	療育手帳	保健福祉手帳	精神障害者	合計	身体障害者手帳	療育手帳	保健福祉手帳	精神障害者	合計	身体障害者手帳	療育手帳	保健福祉手帳	精神障害者
0～17歳	85	270	16	371	68	305	22	395	75	322	27	424		
18～19歳	24	53	5	82	23	47	7	77	9	54	7	70		
20～64歳	1,162	634	582	2,378	1,083	664	607	2,354	1,093	676	611	2,380		
65～69歳	549	49	76	674	524	48	68	640	504	59	74	637		
70歳～	3,234	69	84	3,387	3,201	68	92	3,361	3,111	67	92	3,270		
合計	5,054	1,075	763	6,892	4,899	1,132	796	6,827	4,792	1,178	811	6,781		

鹿屋市（各年4月1日現在）

(3) 障がいのある人の世帯状況、居住状況**① 在宅者の状況**

鹿屋市における障がいのある人の世帯状況をみると、令和5年4月1日現在において単身で居住しているのは2,796人、家族など同居している人が3,985人となっています。

<障がいのある人の世帯状況（人）>

区分	1人世帯	同居世帯	合計
鹿屋市	2,796	3,985	6,781

令和5年4月1日現在

第1部 総論 第2章 障がいのある人の現状

② 施設入所・通所の状況

＜障害者施設への入所状況（人）＞

サービス	施設の名称	所在地	利用者数
療養介護	療養介護事業所 やまびこ医療福祉センター	鹿児島市	7
	社会福祉法人たちばな会 オレンジ学園	霧島市	9
	独立行政法人国立病院機構 南九州病院	姶良市	7
施設入所支援	北星園	出水市	1
	障害者支援施設 新葉学園	薩摩川内市	1
	障害者支援施設 薩来園	薩摩川内市	1
	障害者支援施設 あいのさと	大崎町	7
	障害者支援施設 恵誠園	大崎町	7
	愛光園	鹿児島市	2
	ゆうかり学園	鹿児島市	1
	障害者支援施設 和光学園	鹿屋市	10
	障害者支援施設 フレンドリーホームいいぐま	鹿屋市	31
	障害者支援施設 ゆらり	鹿屋市	18
	障害者支援施設 陵北荘	鹿屋市	22
	障害者支援施設 桜町学園	鹿屋市	16
	障害者支援施設 新樹学園	鹿屋市	12
	花の木ファーム	南大隅町	2
	おおすみの園	南大隅町	11
	福山学園	霧島市	3
	指定障害者支援施設 つかわき	霧島市	2
	城山学園	垂水市	10
	障害者支援施設 すずしろの里	錦江町	17
	障害者支援施設 かせだフレンドホーム	南さつま市	1
	障害者支援施設 光の里	南さつま市	3
	高之峯園	曾於市	4
	障がい者支援施設 すみよしの里	曾於市	1
	障害者支援施設 あすか園	宮崎県	1
	障害者支援施設 あゆみの里	宮崎県	1
	障害者支援施設 みどりの里	日置市	1
	太陽の里療護園	日置市	1
	ゆすの里	日置市	1
	障害者支援施設 光祐の里	東串良町	21
	障害者支援施設 榎山学園	南九州市	1
	障害者支援施設 慈生園	南九州市	2
	障害者支援施設 北九州市立小倉南障害者地域活動センター	福岡県	1

令和5年8月サービス提供分（請求データ参考）

<障害者施設への通所状況（人）>

サービス	事業所名	所在地	利用者数
生活介護	北星園	出水市	1
	障害者支援施設 あいのさと	大崎町	7
	障害者支援施設 恵誠園	大崎町	8
	愛光園	鹿児島市	2
	ゆうかり学園	鹿児島市	1
	ユーススコラ鹿児島	鹿児島市	1
	障がい者就労支援センター 愛・あいネット	鹿屋市	1
	障害者支援施設 和光学園	鹿屋市	10
	総合サポートセンター ラン	鹿屋市	27
	障害者支援施設 フレンドリーホームいいぐま	鹿屋市	25
	障害者支援施設 ゆらり	鹿屋市	36
	共生型ピアハウス	鹿屋市	18
	障害者支援施設 陵北荘	鹿屋市	29
	障害者支援施設 桜町学園	鹿屋市	15
	特定非営利活動法人 一步会 eすぺーす	鹿屋市	11
	障害者支援施設 新樹学園	鹿屋市	14
	生活介護事業所あおぞら	鹿屋市	14
	生活介護事業所 ドルフィン	鹿屋市	8
	株式会社ヴィレッジ複合型障がい施設未里	鹿屋市	8
	つぼみ	鹿屋市	9
	デイサービス柳の里	鹿屋市	1
	自立支援型デイサービス かなで	鹿屋市	2
	生活介護事業所 まあむ	鹿屋市	10
	ひとこきゆう	鹿屋市	7
	えすぺらんさ Base	鹿屋市	6
	生活介護事業所 愛理	鹿屋市	5
	障害者支援施設 北九州市立小倉南障害者地域活動センター	福岡県	1
	わたぼうし	肝付町	14
	生活介護事業所 ココの家	肝付町	10
	生活介護事業所宙船	志布志市	1
	ナナーラ未来	霧島市	2
	福山学園	霧島市	4
	指定障害者支援施設 つかわき	霧島市	2
	障害者支援施設 すずしろの里	錦江町	15
	障害者支援施設 薩来園	薩摩川内市	1
	障害者支援施設 新葉学園	薩摩川内市	1
	高之峯園	曾於市	4
	障がい者支援施設 すみよしの里	曾於市	2
	多機能事業所 曾らりす	曾於市	1
	城山学園	垂水市	11

第1部 総論

第2章 障がいのある人の現状

障害者支援施設 みどりの里	日置市	1
太陽の里療護園	日置市	1
自立支援センターおおすみ	東串良町	7
障害者支援施設 光祐の里	東串良町	21
おおすみの園	南大隅町	14
障害者支援施設 榎山学園	南九州市	1
障害者支援センター すてっぷ	南九州市	2
障害者支援施設 慈生園	南九州市	2
障害者支援施設 光の里	南さつま市	3
障害者支援施設 かせだフレンドホーム	南さつま市	1
障害者支援施設 あすか園	宮崎県	1

令和5年8月サービス提供分（請求データ参考）

<事業所への通所状況（人）>

サービス	事業所名	所在地	利用者数
自立訓練	Phoenix habit	宮崎県	1
	共生型ピアハウス	鹿屋市	1
	ゆすの里	日置市	1
就労移行支援	就労サポートセンターラシーネ	鹿児島市	2
	就労支援センター HAC	鹿児島市	1
	障がい者就労支援センター 愛・あいネット	鹿屋市	12
	共生型ピアハウス	鹿屋市	7
	学校法人 日章学園 障害福祉サービス事業所	日置市	1
就労継続支援A型	オールライト天文館事業所	鹿児島市	1
	自立支援センターかやの郷	鹿屋市	10
	サポートかや	鹿屋市	19
	ジョブタス鹿屋事業所	鹿屋市	24
	ぽかぽか食堂	鹿屋市	2
	昼処武者武者	志布志市	2
	就労支援事業所 厨房 綾	東串良町	2
就労継続支援B型	障害者支援施設 あいのさと	大崎町	5
	障害者就労支援施設 セルプあいせい	大崎町	8
	みのり福祉作業所	大崎町	1
	ひふみよベースファーム大崎	大崎町	1
	花の木大豆工房	鹿児島市	1
	サポートなごみ	鹿児島市	1
	有限会社サンタクロース	鹿児島市	1
	ぶどうの木	鹿児島市	1
	セルクル	鹿児島市	1
	障害者支援施設 フレンドリーホームいいぐま	鹿屋市	8
	自立支援センターかやの郷	鹿屋市	11
	トゥモローかや	鹿屋市	15
	地域支援センターGO・GO	鹿屋市	10
	障害者支援施設 陵北荘	鹿屋市	7
	障がい者就労支援センター 愛・あいネット	鹿屋市	4
	ふれあいスペース「ちえすと」	鹿屋市	20
	パン工房 ぴーたーぱん	鹿屋市	16
福祉工房「ゆーとぴあ」	鹿屋市	23	

第1部 総論

第2章 障がいのある人の現状

自立支援センター 太陽の丘	鹿屋市	19
就労継続支援B型事業所 L a n k a	鹿屋市	17
咲楽工房	鹿屋市	19
サント・ファミリー	鹿屋市	6
特定非営利活動法人 一歩会 eすぺーす	鹿屋市	12
リーズン	鹿屋市	19
エバーステーション	鹿屋市	11
どりーむ	鹿屋市	17
企画室ポパイ	鹿屋市	36
就労継続支援事業所 きらめき	鹿屋市	7
一縁	鹿屋市	9
ココハウス	鹿屋市	26
大隅美食CLUB Base	鹿屋市	13
就労継続支援B型 Legare	鹿屋市	17
就労継続支援B型スマイル工房 パスカフェトリー	鹿屋市	11
株式会社ヴィレッジ 複合型障がい施設 未里	鹿屋市	7
福祉作業所 みらい工房	鹿屋市	7
サポート札元	鹿屋市	8
こはる日和	鹿屋市	9
企画室 ダッシュ	鹿屋市	11
グリーンピース	鹿屋市	8
笑いの園	鹿屋市	20
就労継続支援B型 おいもちゃん家	鹿屋市	17
就労継続支援B型 Together	鹿屋市	4
ぽかぽか食堂	鹿屋市	4
あさひ	鹿屋市	17
ジョブサポ九州鹿屋オフィス	鹿屋市	6
継続支援B型 Comachi	鹿屋市	17
企画室よんえる	鹿屋市	15
就労支援施設 ことり	鹿屋市	6
就労継続支援B型 BEE-yan	鹿屋市	3
そらいろのたね	鹿屋市	4
就労継続支援B型事業所 MOMO	鹿屋市	21
カイロス	肝付町	18
未来へのあどばんす	肝付町	1
就労継続支援B型 Cielo	肝付町	1
就労支援センターわかば	霧島市	1
ワークセンター絆	霧島市	3
就労継続支援事業所 笑福	霧島市	1
就労継続支援B型事業所ライフ・スタイル	霧島市	1
左右会就労支援事業所	志布志市	1
障害者就労支援施設 セルプしぶし	志布志市	3
特定非営利活動法人 大隅シオン舎	曾於市	2
a l l eたるみず	垂水市	2
就労支援事業所 ティンカー・ベル	垂水市	3
太陽の里	日置市	1
就労継続支援施設 ルピナス	東串良町	11
花の木ファーム	南大隅町	5
セルプ花の木	南大隅町	7
あゆみの里	宮崎県	1

令和5年8月サービス提供分（請求データ参考）

第1部 総論 第2章 障がいのある人の現状

(3) 障がい児の就学状況

＜地域別児童生徒数（人）＞

地 域	部/市町村	小学部	中学部	高等部	合 計
肝属地区	鹿屋市	75	49	72	196
	垂水市	2	3	3	8
	東串良町	0	3	3	6
	肝付町	8	4	8	20
	錦江町	0	1	2	3
	南大隅町	1	0	2	3
	小 計	86	60	90	236
曾於地区	志布志市	2	0	1	3
	大崎町	5	5	2	12
	小 計	7	5	3	15
合 計		93	65	93	251

令和5年5月1日現在（資料：鹿児島県立鹿屋特別支援学校）

＜高等部卒業生の進路状況（人）＞

年度/進路先	就職	訓練校	入所施設	家 庭			合 計
				通所施設		その他	
				就労系	就労系 以外		
平成27年度	4	0	0	11	7	1	23
平成28年度	6	0	0	19	1	1	27
平成29年度	10	1	2	15	1	1	30
平成30年度	7	1	0	9	4	0	21
令和元年度	7	2	0	16	11	1	37
令和2年度	5	2	2	16	9	0	34
令和3年度	8	2	0	20	6	2	38
令和4年度	9	0	0	21	5	3	38

（資料：鹿児島県立鹿屋特別支援学校）

(4) 障がいのある人の雇用・就業の状況

＜障がい部位別有効求職者数（人）＞

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい	193	217	230	243
知的障がい	67	76	91	89
精神障がい	175	196	241	245
その他	22	24	32	36
合 計	457	513	594	613

鹿屋公共職業安定所管内各年度3月末現在（資料：鹿屋公共職業安定所）

＜職業紹介状況（人）＞

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申込件数	身体障がい	125	107	104	132
	知的障がい	46	47	59	66
	精神障がい	158	164	186	210
	その他	19	20	31	39
	合 計	348	338	380	447
新規登録者数	身体障がい	44	41	50	44
	知的障がい	24	26	25	28
	精神障がい	55	72	100	82
	その他	10	10	22	28
	合 計	133	149	197	182
紹介件数	身体障がい	284	196	138	170
	知的障がい	66	41	85	72
	精神障がい	462	368	343	387
	その他	37	17	32	51
	合 計	849	622	598	680
就職件数	身体障がい	73	59	47	47
	知的障がい	31	26	30	33
	精神障がい	114	106	120	125
	その他	14	12	17	20
	合 計	232	203	214	225

鹿屋公共職業安定所管内各年度3月末現在（資料：鹿屋公共職業安定所）

2 公的サービスの状況

保健・医療サービス

鹿屋市では、新生児聴覚検査、3か月児健康診査、7か月児健康診査、9～11か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施されています。

＜乳幼児健康診査状況＞

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
新生児聴覚検査	対象者数（人）	950	904	822
	受診者数（人）	828	830	749
	受診率（％）	87.2	91.8	91.1
	精密検査対象数（人）	39	22	17
3か月児健康診査	対象者数（人）	909	866	801
	受診者数（人）	885	854	761
	受診率（％）	97.4	98.6	95.0
	精密検査対象数（人）	25	26	28
7か月児健康診査	対象者数（人）	191	882	849
	受診者数（人）	156	735	747
	受診率（％）	81.7	83.3	88.0
	精密検査対象数（人）	—	—	—
9～11か月児健康診査	対象者数（人）	909	882	849
	受診者数（人）	668	715	657
	受診率（％）	73.5	81.1	77.4
	精密検査対象数（人）	4	4	3
1歳6か月児健康診査	対象者数（人）	814	996	916
	受診者数（人）	702	908	863
	受診率（％）	86.2	91.2	94.2
	精密検査対象数（人）	35	50	31
3歳児健康診査	対象者数（人）	872	979	914
	受診者数（人）	731	903	856
	受診率（％）	83.8	92.2	93.7
	精密検査対象数（人）	81	190	175

（資料：健康増進課）

※令和2年度から新型コロナウイルス感染対策のため7か月児健康診査は相談会（医師による診察無し）として実施

3 人的資源の状況

(1) ボランティア団体等の状況

<社協登録ボランティア団体一覧(人)>

No.	団 体 名	主 な 活 動 内 容	人 数
1	(公社)鹿屋交通安全協会	交通安全に関する活動	450
2	鹿屋市更生保護女性会	社会を明るくする運動参加	45
3	子育てサロンかのやっ子	子育て支援に関する活動	8
4	NPO法人 マザリープロジェクト	国際交流、通訳、子育て支援に関する活動	11
5	ふるさと元気風ネット	歌声シニアサロン、慰問活動	3
6	TEAM Gredenia	ハンドマッサージ、ハーブ園の育成	5
7	鹿屋市マジック同好会	施設、学校、サロン等でのマジック披露	12
8	アンのともだち	お手玉づくりの体験	5
9	上谷いきいき会	施設内の草取り花植え、清掃活動	6
10	(株)田辺造園	美化活動	4
11	鹿屋市点訳友の会	広報誌等の点訳活動	12
12	音声訳ボランティアせせらぎ	音訳活動、読み聞かせ	11
13	鹿屋手話サークルやまびこ	手話活動	17
14	要約筆記サークルひとしずく	要約筆記活動	13
15	風車	三味線や寸劇	10
16	日本スポーツウェルネス吹矢協会 鹿屋地域支部	吹矢に関する活動	60
17	鹿屋地区笑いヨガリーダー連絡会	笑いヨガ、レクリエーション活動	11
18	九州電力送配電(株)鹿屋配電事業所・九州電力(株)鹿屋営業所	子ども食堂への支援物資、地域清掃活動	93
19	なかよしグループ	踊りなどの慰問活動、昔遊び	10
20	鹿屋市レクリエーション協会	子供会・高齢者サロン等でのレク活動	7
21	かのやばら園ボランティア「そらのチーム」	かのやばら園内の植物のお手入れ	24
22	男塾	刃物とぎやプランター育成等による地域活性化	16
23	鹿屋市高齢者クラブ連合会	慰問や清掃活動	4,351
24	吾平茶のん家もりあげ隊	高齢者の話し相手、地域活性化	17
25	(株)ダイナム鹿児島鹿屋店	環境美化活動	3
26	株式会社 日本令和興業	レクリエーション活動や地域活性化活動	5
27	かのやおもちゃ病院	おもちゃ修理	14
合 計			5,223

令和5年10月1日現在(資料:鹿屋市社会福祉協議会)

第1部 総論 第2章 障がいのある人の現状

(2) ボランティア協力校の状況

＜ボランティア協力校（校）＞

区 分	鹿屋地区	吾平地区	輝北地区	串良地区	合 計
小学校	14	3	1	3	21
中学校	5	1	1	0	7
高等学校	3	0	0	1	4
合 計	22	4	2	4	32

令和5年10月1日現在（資料：鹿屋市社会福祉協議会）

(3) 障がい者関連団体

＜障がい者関連団体一覧＞

No.	団 体 名	活 動 の 目 的
1	串良町身体障害者連絡協議会	会員の相互扶助と親睦による連携を高めるとともに、自立と社会参加を促進させる。
2	鹿屋市手をつなぐ育成会	心身障がい児（者）である会員の相互扶助と、心身障がい児（者）を子に持つ親同士の親睦による連携を高めることにより、自立と社会参加を促進させ福祉の向上を図る。
3	肝属地区精神障がい者福祉促進の会	精神障がい者に対し理解ある思いやりと愛の手により、医療の徹底、社会復帰の促進、再発防止、精神保健思想の普及及び会員の親睦を図り、明るい社会を作る。
4	輝北町身体障害者協議会	会員の相互扶助と親睦による連携を高めるとともに、自立と社会参加を促進させる。
5	鹿屋市聴覚障害者協会	会員の相互扶助と親睦による連携を高めるとともに、自立と社会参加を促進させる。
6	鹿屋市手話サークルやまびこ	手話サークル活動を通じて聴覚障がい者を支援し、聴覚障がい者の社会参加と自立に寄与する。
7	鹿屋市点訳友の会	視覚障がい者を対象としたボランティア活動及び広報誌などの点訳を行い、視覚障がい者や点訳ボランティアの理解と啓発に努める。
8	音声訳ボランティアせせらぎ	音訳活動、読み聞かせ活動を通して、視覚障がい者に対する理解を深める。
9	要約筆記サークルひとしずく	要約筆記活動を行うことで、聴覚障がい者に対する理解と、社会参加を促進する。
10	鹿屋市きこえとことばの教室親の会	会員相互の研修と親睦を図り、きこえとことばの問題について地域社会への理解を深め、教室の教育条件整備を促進する。
11	NPO法人 とっておきの音楽祭 in かのや	障がいのある人もない人も一緒に音楽で繋がり、心のバリアフリーを目的として活動している。
12	日本オストミー協会 鹿児島支部	オストミーに関する講演会、オストメイト及びその家族への相談対応、及びオストメイトサロンの開催 等

令和5年10月1日現在

(4) 福祉有償運送

＜福祉有償運送＞

区 分	福祉車両（台）
福祉有償運送（ゆらおう）	2

令和5年10月1日現在

4 生活環境の整備状況

(1) バリアフリー対応住宅の供給状況

＜公営住宅の整備状況＞

建設年度	地区	団地名	戸数	内 容							高齢者向け住宅	身障者専用住宅	備 考
				段差の解消	手すり取付	レバーハンドル	滑りにくい仕上げ	浴槽埋込み	緊急通報システム	エレベーターあり			
昭60 平27 ～29	鹿屋	平和	13	○	○	○	○	○			○	○	
昭63 平1	鹿屋	コート札元台	16	○	○								※1
平2	鹿屋	ガーデン上野	4	○	○								※1
平2	鹿屋	フィットネス古江	2	○	○								※1
平3	鹿屋	サンヒル川西	4	○	○								※1
平3 平12	鹿屋	ビーチ浜田	4	○	○								※1
平4	鹿屋	大始良	10	○	○								
平5	鹿屋	マリン高須	4	○	○	○	○	○					※1
平5 平7 平9 ～11	輝北	前床	18	○	○	○	○	○					
平5 平6	鹿屋	寿	16	○	○	○	○	○					※1
平7 平9	鹿屋	新川ハイツ	8	○	○	○		○					
平8	鹿屋	シーサイド天神	8	○	○	○	○	○					
平8	鹿屋	打馬	8	○	○	○	○	○					※1
平8	鹿屋	西原	32	○	○	○	○	○		○			
平9	鹿屋	ウィズ下祓川	12	○	○	○	○	○	○		○		※1、※2
平10	鹿屋	西俣	8	○	○	○	○	○					

(次ページに続く)

第1部 総論 第2章 障がいのある人の現状

建設年度	地区	団地名	戸数	対応策							高齢者向け住宅	身障者専用住宅	備考
				段差の解消	手すり取付	レバーハンドル	滑りにくい仕上げ	浴槽埋込み	緊急通報システム	エレベータあり			
平11 平12	鹿屋	郷之原	60	○	○	○	○	○		○			
平12	鹿屋	古江	2	○	○	○	○	○					※1
平14	鹿屋	サンセット高須台	8	○	○	○	○	○					
平14	鹿屋	南	6	○	○								
平14	吾平	グリーンビレッジ 吾平	7	○	○			○	○		○		※2
平15 ～17	鹿屋	泉ヶ丘	90	○	○	○	○	○		○		○	
平16	鹿屋	打馬南	16	○	○	○	○	○		○			
平16	鹿屋	永野田	6	○	○								
平16	鹿屋	高隈	4	○	○								
平17	鹿屋	田淵	14	○	○								
平17	鹿屋	高隈新開	6	○	○	○	○	○					
平18	鹿屋	高隈中央	4	○	○								
平18	鹿屋	西原台	20	○	○					○			
平18	鹿屋	みなみ陣ノ尾	6	○	○	○	○	○					
平21 平24	鹿屋	桜ヶ丘	85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2
平23	串良	細山田東	10	○	○	○	○	○					※1
平19 平20	鹿屋	今坂	12	○	○		○						※1
平21	鹿屋	白崎弥生	13	○	○		○						※1
平21 ～24	吾平	つるみね	10	○	○		○						※1
平26	鹿屋	新生	20	○	○		○					○	※1
平28	吾平	あさぎり	8	○	○	○	○	○					※1
合	計(戸・箇所)		574	37	37	20	23	21	3	6	4	4	

令和5年10月1日現在(資料:建築住宅課)

※1…エレベータの設置がされていないため1階の戸数を計上

※2…シルバーハウジング(高齢者向け住宅)のため、60歳以上(本人又は世帯員)のみ入居可

第1部 総論 第2章 障がいのある人の現状

(2) 公共施設における障がい者用設備の整備状況

＜公共施設における障がい者用設備の整備状況＞

区分	No.	施設名	広い トイレ	自動ドア	誘導 ブロック	スロープ	エレベータ	車いす
官公庁	1	鹿屋市役所本庁	◎	○	○	○	○	○
	2	鹿屋市役所分庁舎（上下水道部）	○	○	○	○		○
	3	吾平総合支所	○	○		○		○
	4	輝北総合支所	○	○		○		○
	5	串良総合支所	◎	○		○	1階建	○
	6	大始良出張所	◎	○		○	1階建	○
	7	市成出張所		○			1階建	
	8	鹿屋市保健相談センター	◎	○	○	○	○	○
	9	国合同庁舎	◎	○	○	○	○	○
	10	県大隅地域振興局	◎	○	○	○		
	11	鹿屋警察署		○	○	○		○
文化観光施設	12	鹿屋年金事務所	○	○	○	○		○
	13	鹿屋市文化会館	○	○		○		○
	14	鹿屋市図書館	◎	○	○	○		○
	15	鹿屋市中央公民館	○	○		○		○
	16	大始良地区学習センター	○			○	1階建	
	17	高隈地区交流促進センター（高隈出張所）	○	○	○	○	1階建	○
	18	高須地区学習センター（高須出張所）	○	○		○	1階建	
	19	田崎地区学習センター	○	○		○	1階建	○
	20	西原地区学習センター	◎	○		○	1階建	
	21	花岡地区公民館（花岡出張所）	○	○		○	1階建	○
	22	東地区学習センター	◎	○	○	○	1階建	○
	23	はらいがわふれあいセンター	○	○		○	1階建	
	24	県アジア・太平洋農村研修センター	◎	○	○	○	1階建	○
	25	鹿屋航空基地史料館	○	○		○	○	○
	26	鹿屋市観光物産総合センター	○	○		○		○
	27	霧島ヶ丘公園	◎	屋外		○		○
	28	リナシティかのや	◎	○	○	○	○	○
	29	輝北コミュニティセンター	○	○		○	1階建	○
	30	大隅広域公園	◎		○	○	○	○
	31	吾平山陵	○	屋外		○		○
	32	コミュニティセンター吾平振興会館	○	○		○		○
	33	串良公民館		○				
	34	串良ふれあいセンター	○	○	○	○		○
	35	串良平和公園	○	屋外		○		
	36	下小原池公園	○	屋外	○	○		
	37	大塚山公園	○	屋外		○		
運動施設	38	鹿屋市体育館	○	○		○		○
	39	鹿屋市武道館	○	○		○		○
	40	鹿屋第2市武道館	○			○		
	41	鹿屋市陸上競技場	○	屋外		○		
	42	鹿屋市西原健康運動公園	○	屋外		○		
	43	鹿屋市民いこいの森運動公園		屋外		○		
	44	県民健康プラザ健康増進センター	◎	○	○	○	○	○
	45	輝北体育館	○			○	1階建	
	46	串良平和アリーナ	○	○	○	○		○
	47	串良公園陸上競技場	○	屋外		○		
その他	48	国立大隅少年自然の家	○	○		○		○
	49	鹿屋体育大学	○	○		○	○	
合 計			45	36	17	47	8	32

令和6年1月31日現在（資料：やさしい鹿児島スィスイなびほか）

※ 広いトイレは、内寸200cm×200cm以上が基準で、「◎」はオストメイト対応です。

第3章 実態調査結果

1 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定にあたって、障がいのある人の心身の状況やその他置かれている環境その他の事情を把握し、計画策定の基礎資料を得る目的で実施しました。

(2) 調査時期

令和5年9月29日から令和5年10月24日までの期間

(3) 調査の方法

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者を対象としたアンケート調査を実施しました。

身体障害者手帳の所持者が全体の約7割で大多数を占めるため、障がいの種別に応じて対象者数を設定した上（下表参照）で、無作為抽出を行いました。

抽出した1,000人に対しアンケート調査票を郵送し、返信用封筒にて回収しました。

区 分	障害者手帳の種類	対象者数		
身体障がい	身体障害者手帳	視覚	41	707
		聴覚	60	
		音声・言語	7	
		肢体	377	
		内部	222	
知的障がい	療育手帳	174		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳	119		
合 計		1,000		

対象者数1,000人のうち、回収者数は453人（回収率45.3%）でした。

2 調査結果

(1) アンケート調査結果（概要）

① 回答者

調査票の回答者は、「本人」が54.8%、「本人の家族」が33.6%です。

② 回答者の内容

- ◆ 回答者の年齢は、「65歳以上」が58.3%で、「15～64歳」が36.0%、「15歳未満」が4.4%であり、性別は、「男性」が53.2%で、「女性」45.0%です。
- ◆ 回答者の居住地域は、「旧鹿屋市」が78.8%、「旧串良町」、「旧吾平町」、「旧輝北町」が合わせて19.2%です。
- ◆ 回答者の障がいの種類は、「身体障がい」が67.9%、「知的障がい」が20.4%、「精神障がい」が11.7%です。
- ◆ 回答者の同居者は、「配偶者」が37.5%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が23.4%、「いない（一人で暮らしている）」が17.2%、「グループホームや福祉施設等を利用」が10.2%、「子ども」が8.0%です。【複数回答】

③ 日常生活について

- ◆ 日常生活について、「ひとりでできる」が多いのは、「食事」、「家の中の移動」、「トイレ」などで、「ひとりでできる」が少ないのは、「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」などです。
- ◆ 身体障がい者で日常生活における必要な介助の最多は「外出」で、「一部介助が必要」、「全部介助が必要」を合わせると42.7%の人が介助を必要としています。
- ◆ 知的障がい者で日常生活における必要な介助の最多は「お金の管理」で、このほか「薬の管理」、「家族以外の人との意思疎通」では、「一部介助が必要」、「全部介助が必要」を合わせると60%以上の人が介助を必要としており、知的障がい者で「ひとりでできる」が半数以上なのは、「家の中の移動」、「食事」、「トイレ」、「入浴」、「衣服の着脱」となっています。
- ◆ 精神障がい者で日常生活における必要な介助の最多は「外出」で、このほか「お金の管理」、「家族以外の人との意思疎通」、「薬の管理」では、「一部介助が必要」、「全部介助が必要」を合わせるとおよそ50%が介助を必要としています。
- ◆ 主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が27.4%、「配偶者（夫または妻）」が26.1%で、「子ども」が23.9%、「ホームヘルパーや施設の職員」、が19.4%です。【複数回答】
- ◆ 家族の主な介助者の年齢は、「70歳代」、「60歳代」、「50歳代」、「40歳代」の順に多く、介助者の高齢化が進んでいます。

第1部 総論 第3章 実態調査結果

- ◆ 家族の主な介護者の健康状態は、30歳代から年代が上がるごとに、「よい」という回答が少なくなっています。

④ 障がいの状況について

- ◆ 難病（特定疾患）の認定は、「受けている」が6.4%で、発達障がいと診断されたことがある人は10.4%です。
- ◆ 高次脳機能障がいと診断されたことがある人は6.0%で、関連障がいは、「肢体不自由（下肢）」、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が最も多いです。
【複数回答】
- ◆ 現在医療的ケアを受けているかどうかでは、「受けていない」が60.3%で、受けている人は「服薬管理」が60.4%で最も多いです。【複数回答】

⑤ 住まいや暮らしについて

- ◆ 世帯の構成は、「家族と暮らしている」が65.8%のほか、「一人で暮らしている」が17.9%、「グループホームで暮らしている」、「福祉施設で暮らしている」が合わせて10.9%です。
- ◆ 福祉施設等で暮らしている人の将来希望する生活の場は、「今のまま生活したい」が69.4%で、「家族と一緒に生活したい」が16.3%です。
- ◆ 希望する暮らしを送るために必要だと思う支援は、「経済的な負担の軽減」が43.3%で最も多く、そのほかでは「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が31.8%、「相談対応等の充実」が24.7%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が24.3%です。【複数回答】

⑥ 外出について

- ◆ 1週間に外出する頻度は、「1週間に数回」が38.9%、「毎日」が33.3%、「めったに外出しない」が16.6%です。
- ◆ 外出する際の主な同伴者は、「一人」が32.3%ですが、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が18.4%、「配偶者（夫または妻）」が19.7%、「ホームヘルパーや施設の職員」が12.0%であり、同伴者を必要とする障がいのある人が多いです。
- ◆ 外出の目的は、「買い物」が58.2%、「医療機関への受診」が56.2%で、そのほかでは「通勤・通学・通所」が32.8%、「散歩に行く」が22.6%、「訓練やリハビリに行く」が16.7%、「友人・知人に会う」が13.4%です。【複数回答】
- ◆ 外出の際に困ることは、「公共交通機関が少ない（ない）」が28.1%の最多で、「困ったときにどうすればいいのか心配」、「外出にお金がかかる」がそれ

ぞれ 18.7%、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」が 17.4%です。【複数回答】

⑦ 平日の日中活動について

- ◆ 平日の日中の過ごし方は、「自宅で過ごしている」が 30.9%で、そのほかでは「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事している」が 16.8%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が 12.2%です。
- ◆ 働いている人の勤務形態は、「正職員で他の職員との勤務条件に違いはない」が 34.2%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 32.9%で、「自営業、農林水産業など」が 23.7%です。
- ◆ 現在仕事をしていない人の就労意向は、「仕事はしたくない、できない」が 33.3%で、「仕事をしたい」が 26.4%で、障がい別でみると、精神障がい者の場合は 27.3%が就労意向を持っています。
- ◆ 職業訓練の受講意向は、「職業訓練を受けたい」が 45.2%で、「すでに職業訓練を受けている」、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」がそれぞれ 23.8%です。
- ◆ 就労支援に必要なものは、「職場の上司や同僚に障がいの理解」が 32.9%、「職場の障がい者理解」が 32.2%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 29.1%で、そのほかでは「通勤手段の確保」が 27.2%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が 26.9%です。【複数回答】

⑧ 相談相手について

普段の悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が 76.6%で、そのほかでは「友人・知人」が 20.2%、「かかりつけの医師や看護師」が 20.1%、「施設の指導員など」が 14.1%です。【複数回答】

⑨ 障害福祉サービスの利用について

- ◆ 障害支援区分の認定は、「受けている」人は 13.9%です。
- ◆ 介護保険サービスは「利用している」人は 20.2%です。
- ◆ 福祉サービスの利用状況で「利用している」という回答が多いのは、「生活介護」、「就労継続支援（A型B型）」、「計画相談支援」などです。
- ◆ 障がい児の福祉サービスの利用状況で「利用している」という回答が多いのは、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」、「児童発達支援」です。

- ◆ 3年後の利用意向で「利用したい」という回答が多いのは「居宅介護（ホームヘルプ）」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」などで、障がい児で多いのは「放課後等デイサービス」などです。

⑩ 情報収集について

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が34.7%で、「家族や親せき、友人・知人」が28.9%、「行政機関の広報誌」が23.4%です。【複数回答】

⑪ 権利擁護について

- ◆ 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことは、「ある」と「少しある」を合わせて、32.7%の人があると回答しています。
- ◆ 差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」が42.6%と一番多く、次いで「外出先」が38.5%で、そのほかでは「病院などの医療機関」が19.6%、「住んでいる地域」が18.9%です。【複数回答】
- ◆ 成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知っている」が22.1%で、「名前も内容も知らない」が31.4%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が21.0%となっており、認知度は低いです。

⑫ 災害時の避難等について

- ◆ 災害時に一人での避難については、「できる」が36.0%で、「できない」人が36.4%、「わからない」が19.0%です。
- ◆ 家族不在や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人は「いる」が34.4%、「いない」が31.6%、「わからない」が22.1%です。
- ◆ 火事や地震等の災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が41.3%「安全なところまで、迅速に避難することができない」が41.1%で、「投薬や治療が受けられない」が35.3%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が21.4%、「救助を求めることができない」が21.2%、などです。【複数回答】

(2) アンケート調査結果（前回調査との比較）

前回アンケート調査（平成26年度実施）と比較可能な類似の設問について、比較を行います。

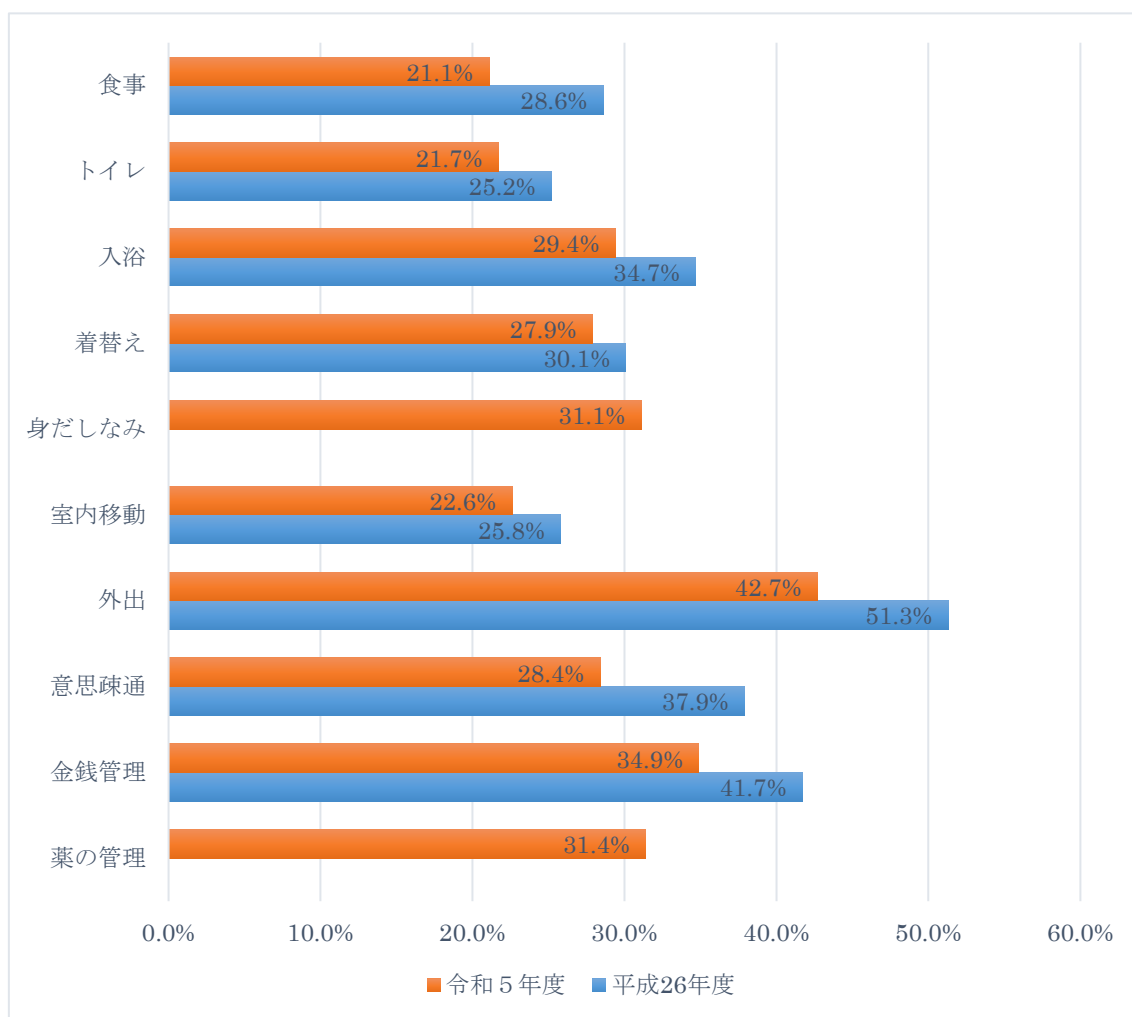
① 日常生活

日常の生活の中で、必要な支援についての質問において障害者手帳の種別ごとの結果は次のとおりです。

【身体障がい者】

前回調査では、「一部介助が必要」と「全面介助が必要」をあわせた割合が高い順に、「外出」、「金銭管理」、「意思疎通」、「入浴」、「着替え」でした。

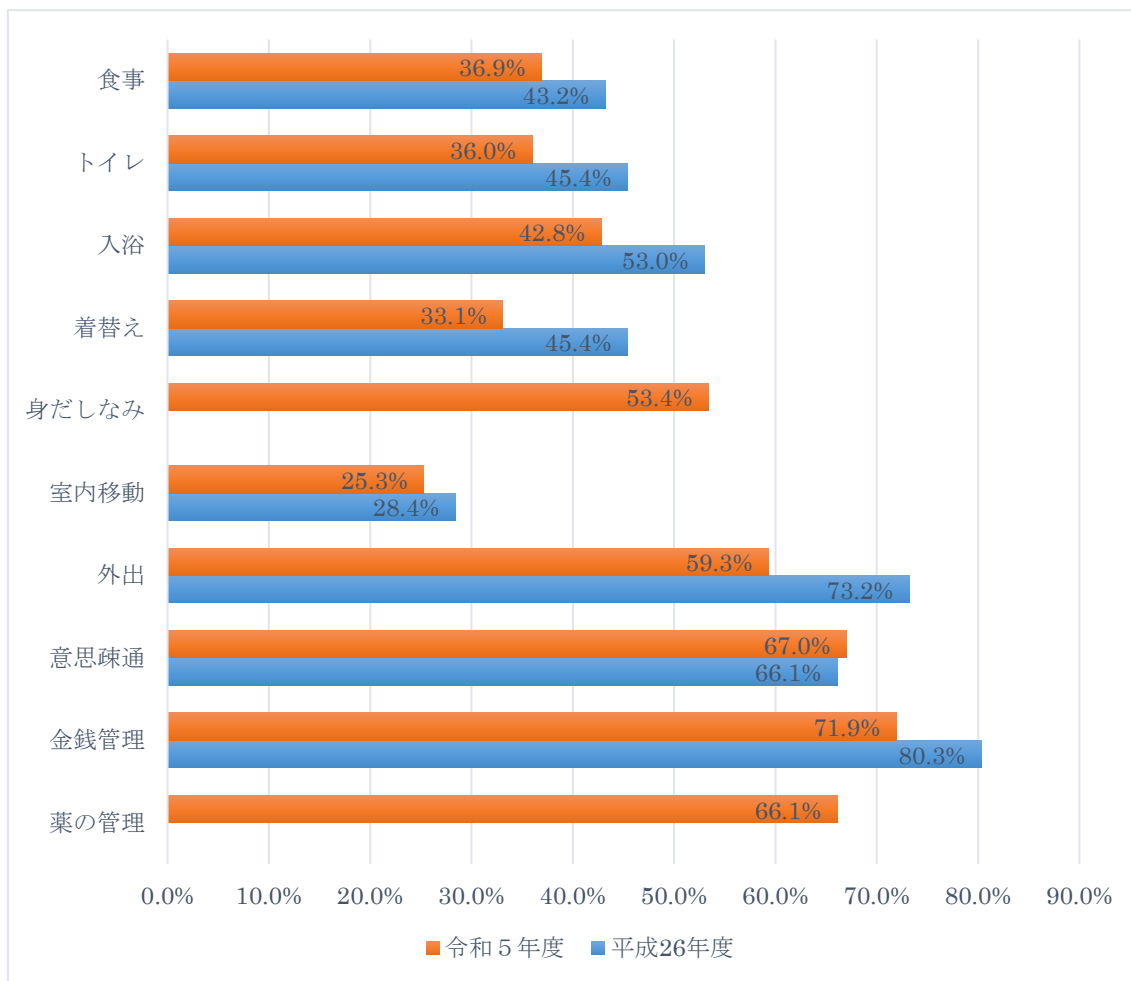
今回調査では、「外出」、「金銭管理」、「薬の管理」、「身だしなみ」、「入浴」の順に割合が高く、前回調査に比べ割合は全体的に減少しています。



【知的障がい者】

前回調査では、「一部介助が必要」と「全面介助が必要」をあわせた割合が高い順に、「金銭管理」、「外出」、「意思疎通」、「トイレ、着替え」でした。

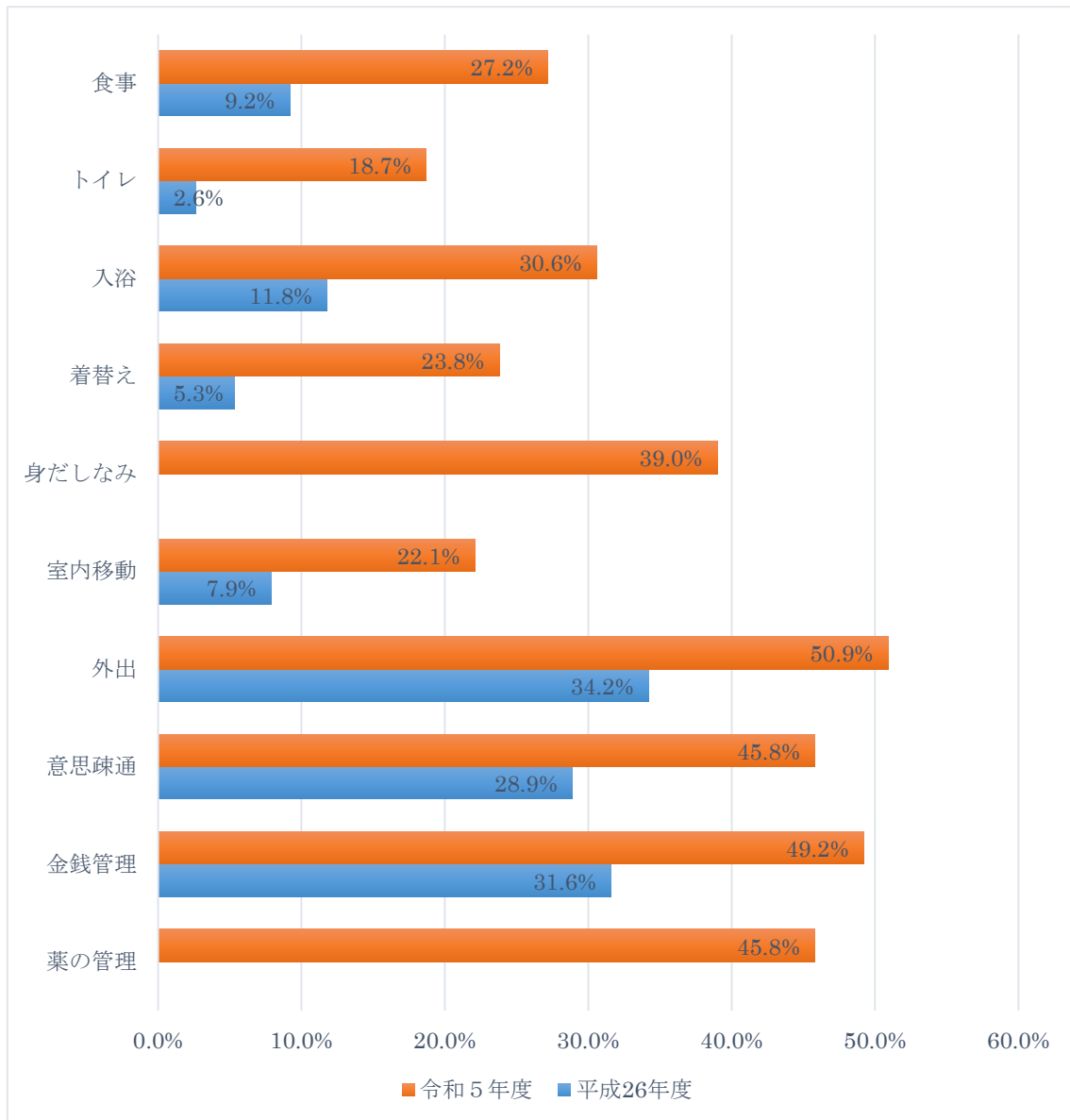
今回調査では、「金銭管理」、「意思疎通」、「薬の管理」、「外出」、「身だしなみ」の順に割合が高くなっています。



【精神障がい者】

前回調査では、「一部介助が必要」と「全面介助が必要」をあわせた割合が高い順に、「外出」、「金銭管理」、「意思疎通」、「入浴」でした。

今回調査では、「外出」、「金銭管理」、「意思疎通」、「薬の管理」の順に割合が高く、前回調査に比べて全体的に回答割合は増えていますが、中でも、「食事」、「トイレ」、「入浴」、「着替え」、「室内移動」の回答割合が増えています。



② 就労形態

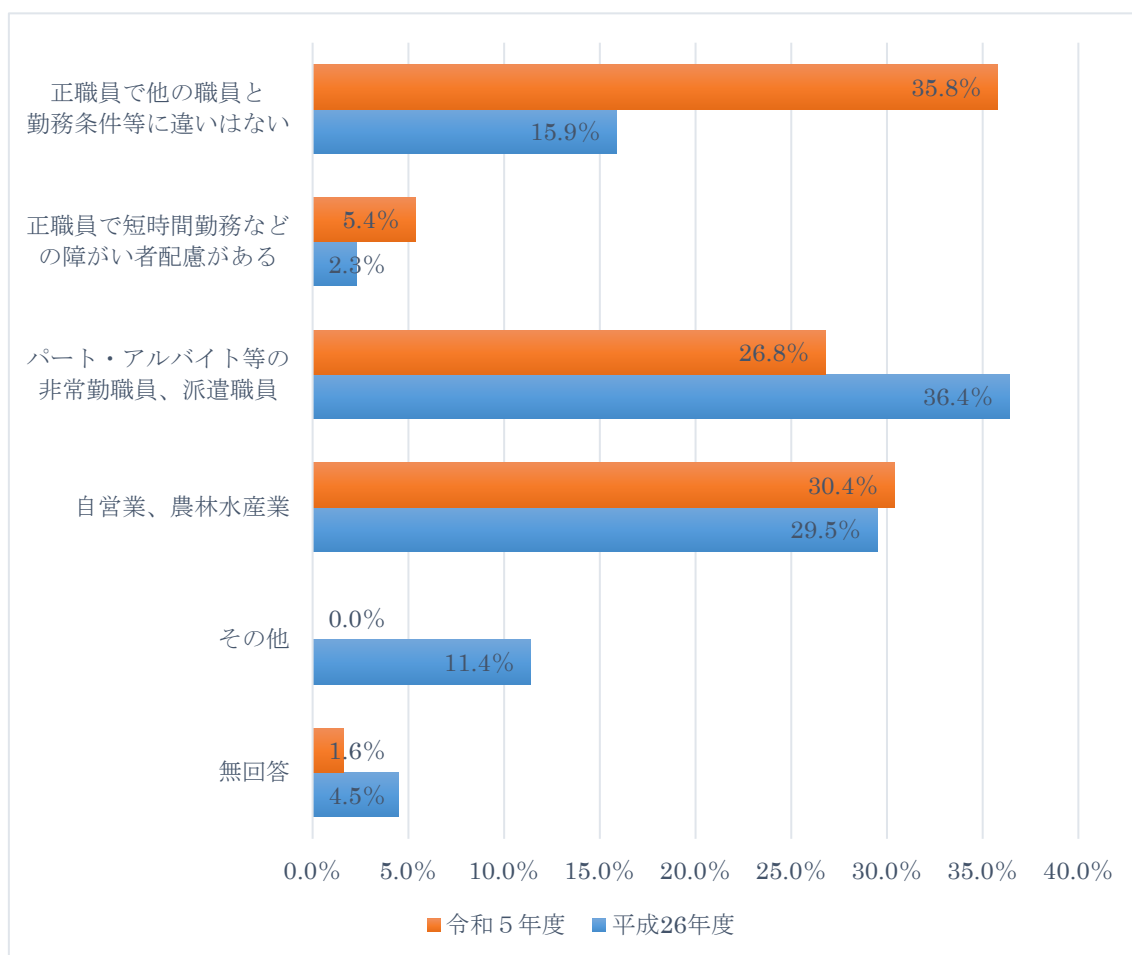
平日の日中を会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしていると回答した人のうち勤務形態についての質問において障害者手帳の種別ごとの結果は次のとおりです。

【身体障がい者】

前回調査では、割合が高い順に「非常勤職員、派遣職員」、「自営業」、「正職員」でした。

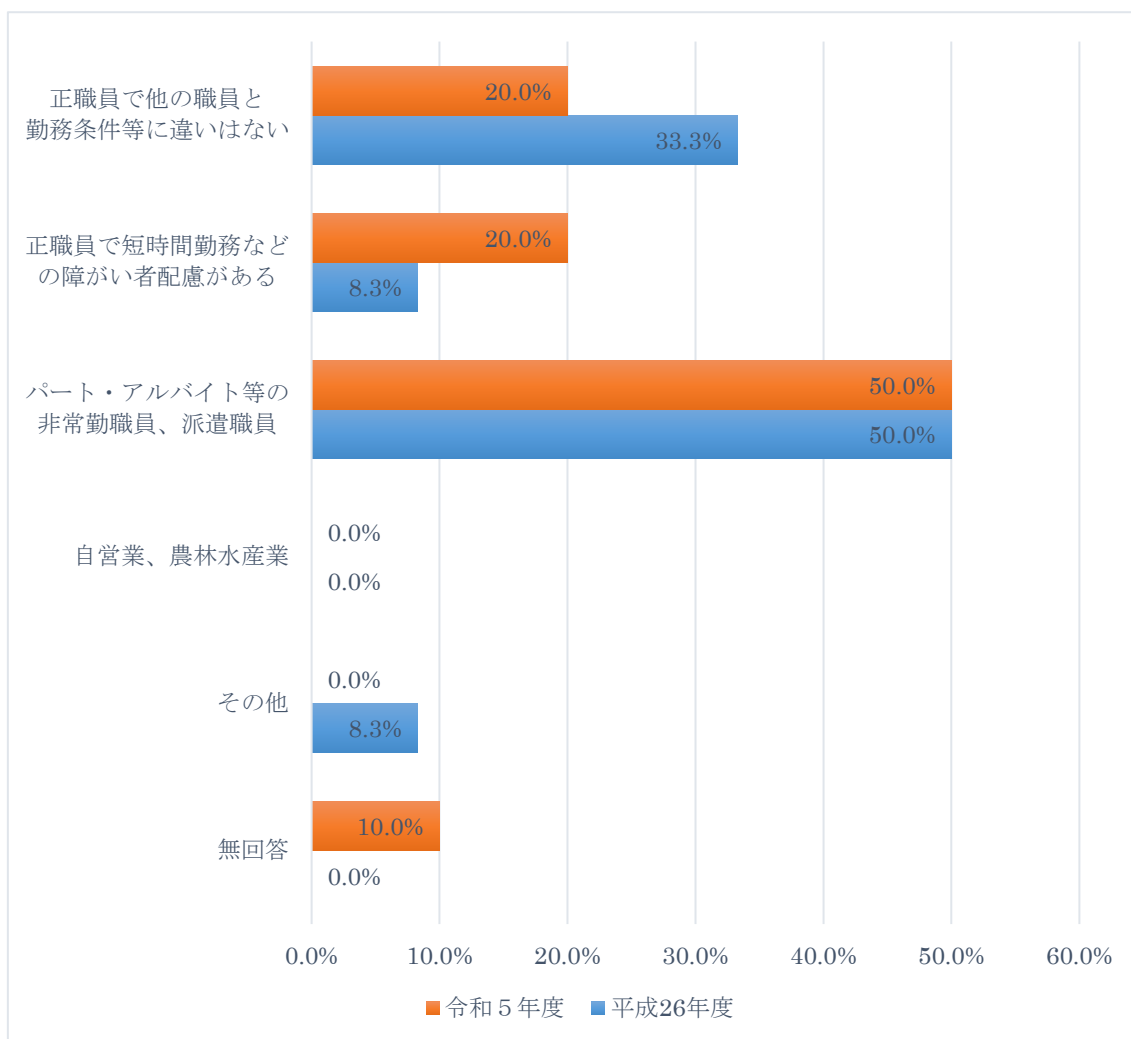
今回調査では、「正職員」、「自営業」、「非常勤職員、派遣職員」の順に割合が高いです。

前回調査と比べると、常勤職員の割合が増加し、非常勤職員・派遣職員の割合が減少しています。



【知的障がい者】

前回調査では、割合が高い順に「非常勤職員、派遣職員」、「正職員」でした。今回調査では、「非常勤職員、派遣職員」、「正職員」の順に割合が高いです。前回調査と比べると、正職員で短時間勤務などの障がい者配慮があるの割合が増加しています。

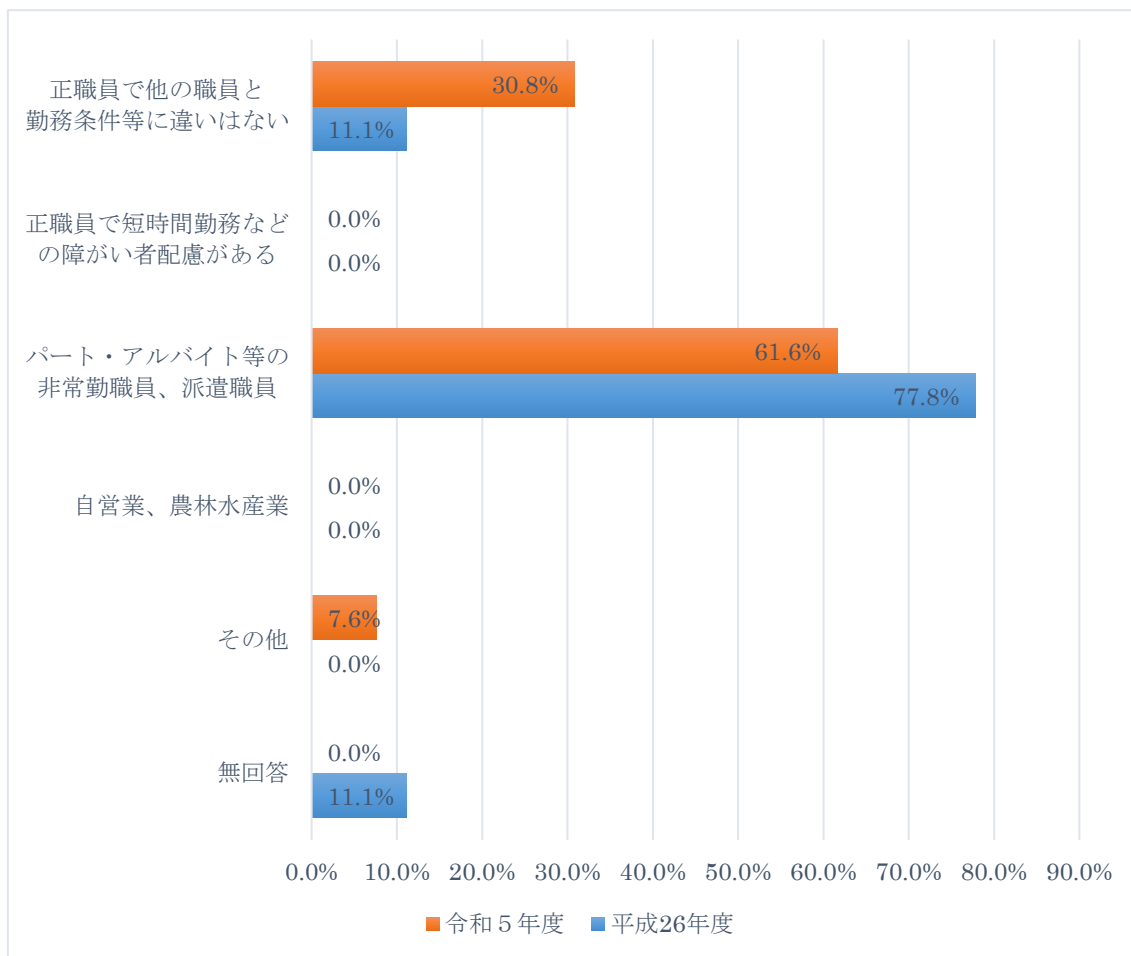


【精神障がい者】

前回調査では、「非常勤職員、派遣職員」が大部分を占めていました。

今回調査では、「非常勤職員、派遣職員」が大部分を占めます。

回答項目が異なることから、単純比較はできませんが、常勤職員の割合が減少し、非常勤職員・派遣職員の割合が増加しています。



③ 住まいや暮らしについて

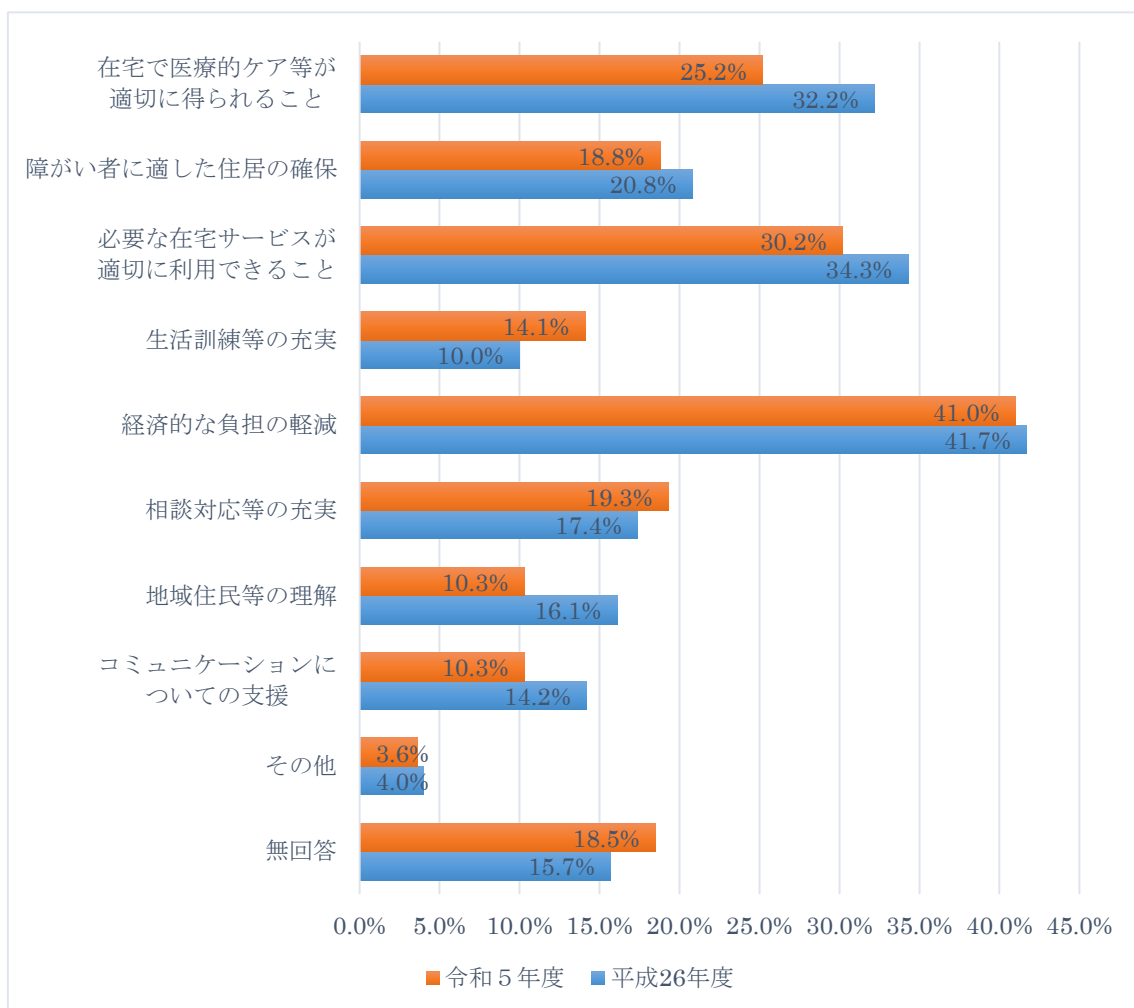
希望する暮らしを送るための支援についての質問において障害者手帳の種別ごとの結果は次のとおりです。

【身体障がい者】

前回調査では、割合が高い順に、「経済的な負担の軽減」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」、「障がい者に適した住居の確保」でした。

今回調査でも同様に、「経済的な負担の軽減」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」、「障がい者に適した住居の確保」の順に割合が高いです。

回答傾向に大きな差は見られませんが、「相談対応等の充実」、「生活訓練等の充実」の割合が前回より高いです。

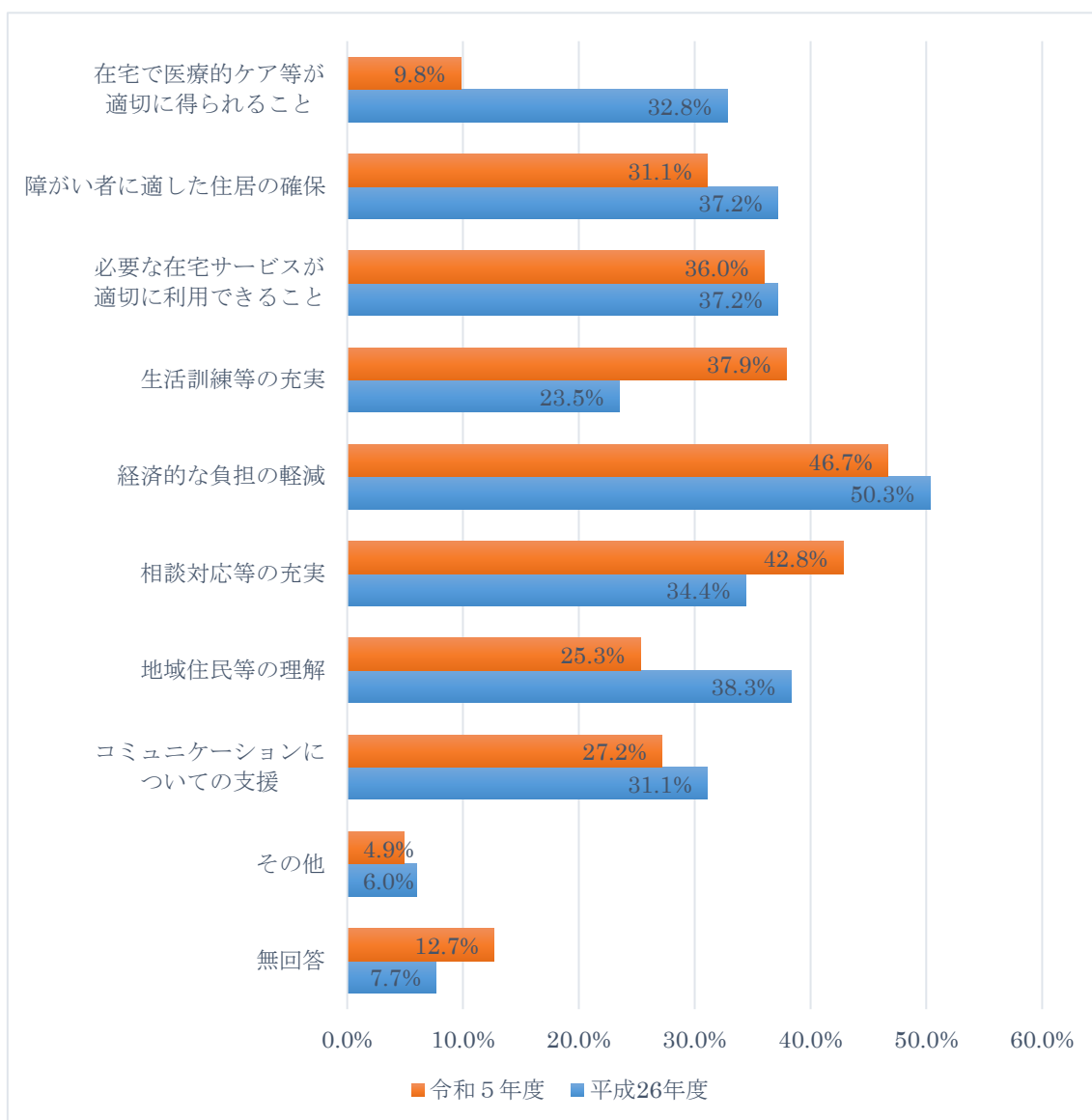


【知的障がい者】

前回調査では、割合が高い順に、「経済的な負担の軽減」、「地域住民等の理解」、「障がい者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」でした。

今回調査では、「経済的な負担の軽減」、「相談対応等の充実」、「生活訓練等の充実」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の順に割合が高いです。

前回調査と比べると、「相談対応等の充実」の割合が高くなっており、「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」の割合が非常に低くなっています。

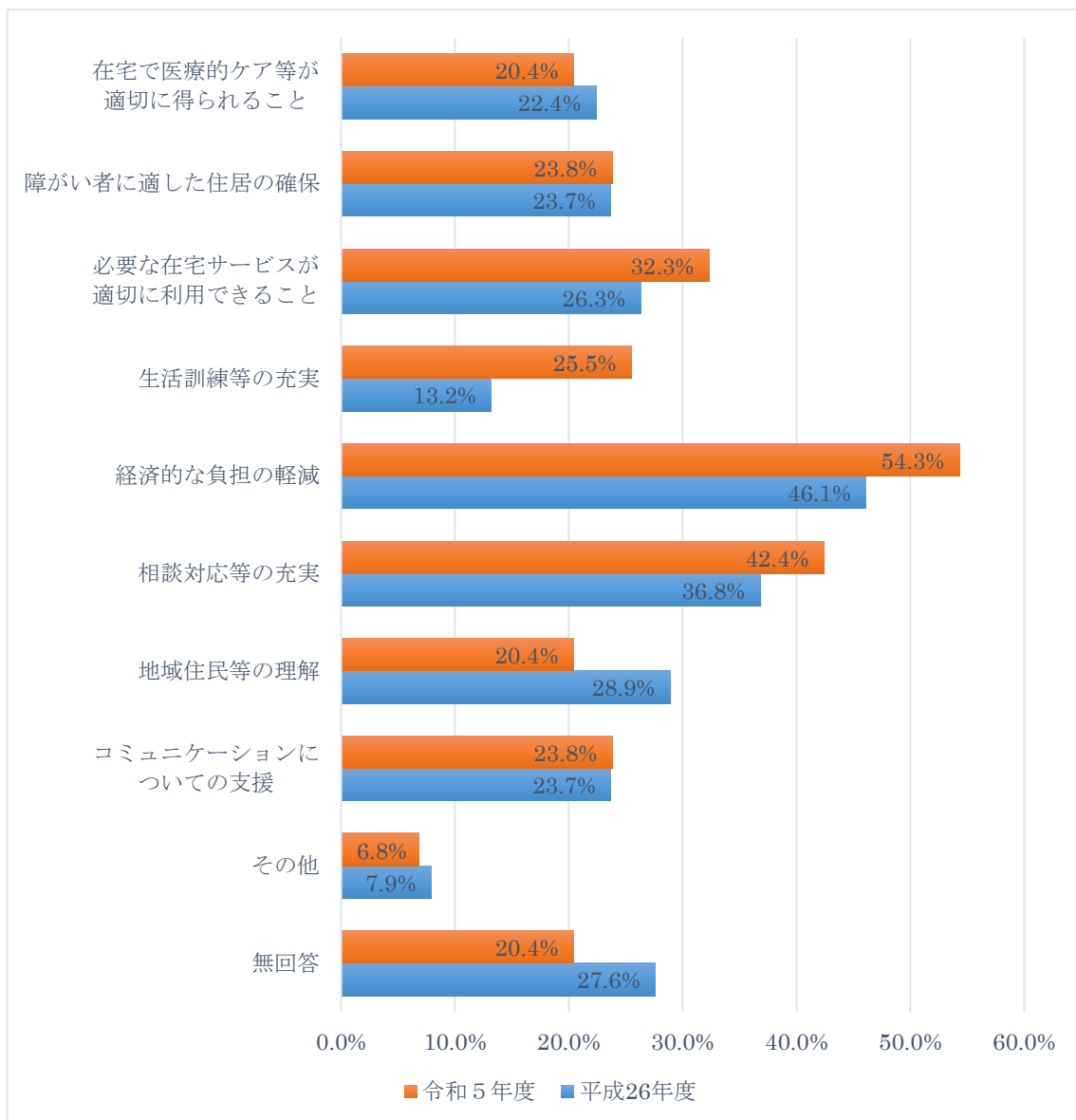


【精神障がい者】

前回調査では、割合が高い順に、「経済的な負担の軽減」、「相談対応等の充実」、「地域住民等の理解」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」でした。

今回調査では、「経済的な負担の軽減」、「相談対応等の充実」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「生活訓練等の充実」の順に割合が高いです。

前回調査と比べると、回答傾向に大きな差は見られませんが、「経済的な負担の軽減」の割合がさらに高まっています。



④ 権利擁護について

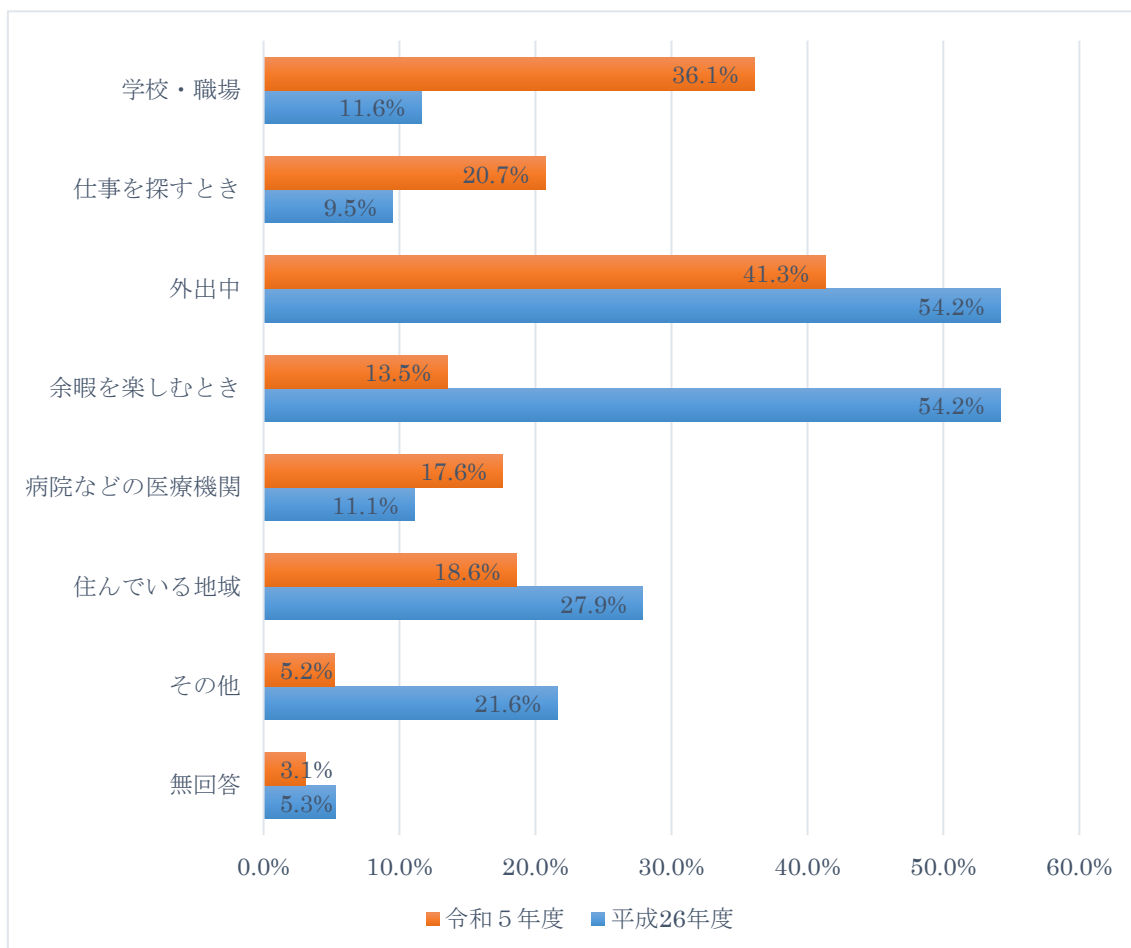
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある人の中で、差別や嫌な思いをした場所についての質問において障害者手帳の種別ごとの結果は次のとおりです。

【身体障がい者】

前回調査では、割合が高い順に、「外出中」、「病院などの医療機関」、「住んでいる地域」でした。

今回調査では、「外出中」、「学校・職場」、「仕事を探すとき」の順に割合が高いです。

前回調査と比べると、「学校・職場」の割合が非常に高くなっており、「仕事を探すとき」においても割合が高くなっています。

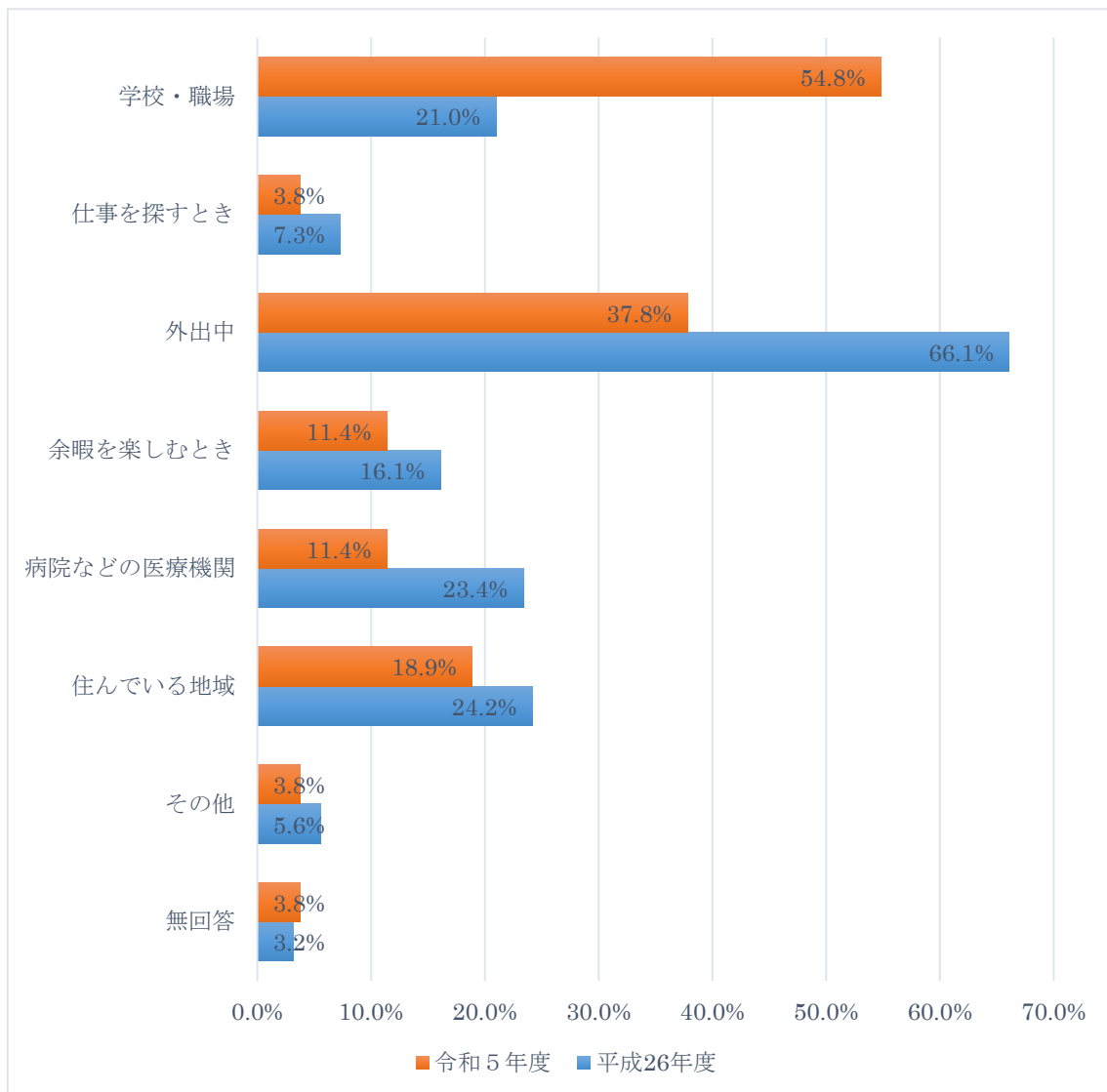


【知的障がい者】

前回調査では、割合が高い順に、「外出中」、「住んでいる地域」、「病院などの医療機関」でした。

今回調査では、「学校・職場」、「外出中」、「住んでいる地域」の順に割合が高いです。

前回調査と比べると、「学校・職場」の割合が2倍以上と非常に高くなっていて一方で、「外出中」の割合が半分近く低くなっています。

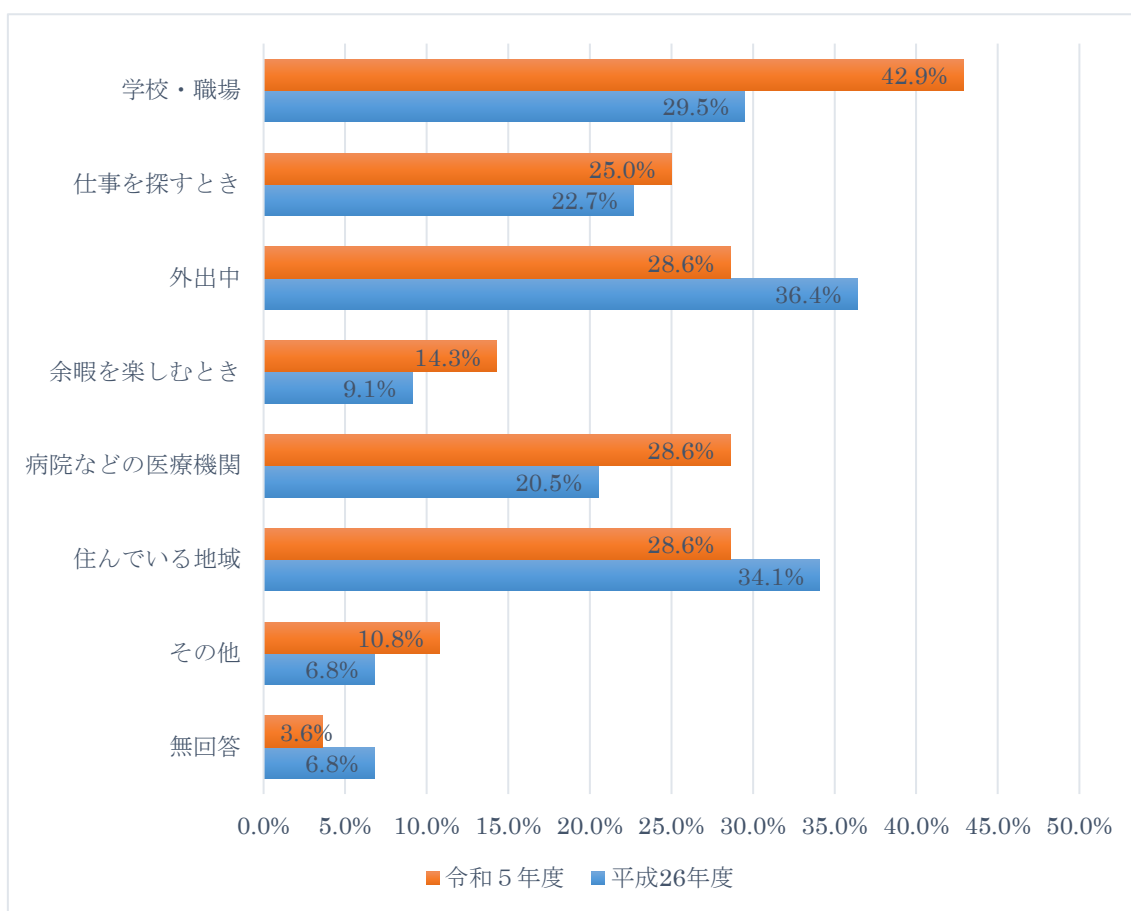


【精神障がい者】

前回調査では、割合が高い順に、「外出中」、「住んでいる地域」、「学校・職場」でした。

今回調査では、「学校・職場」、「外出中」、「病院などの医療機関」、「住んでいる地域」の順に割合が高いです。

前回調査と比べると、「学校・職場」、「余暇を楽しむとき」の割合が高くなっている一方で、「外出中」の割合が低くなっています。



第4章 施策の体系化と相互連携

1 施策の体系

障がい者基本計画の体系

— 基本理念 —

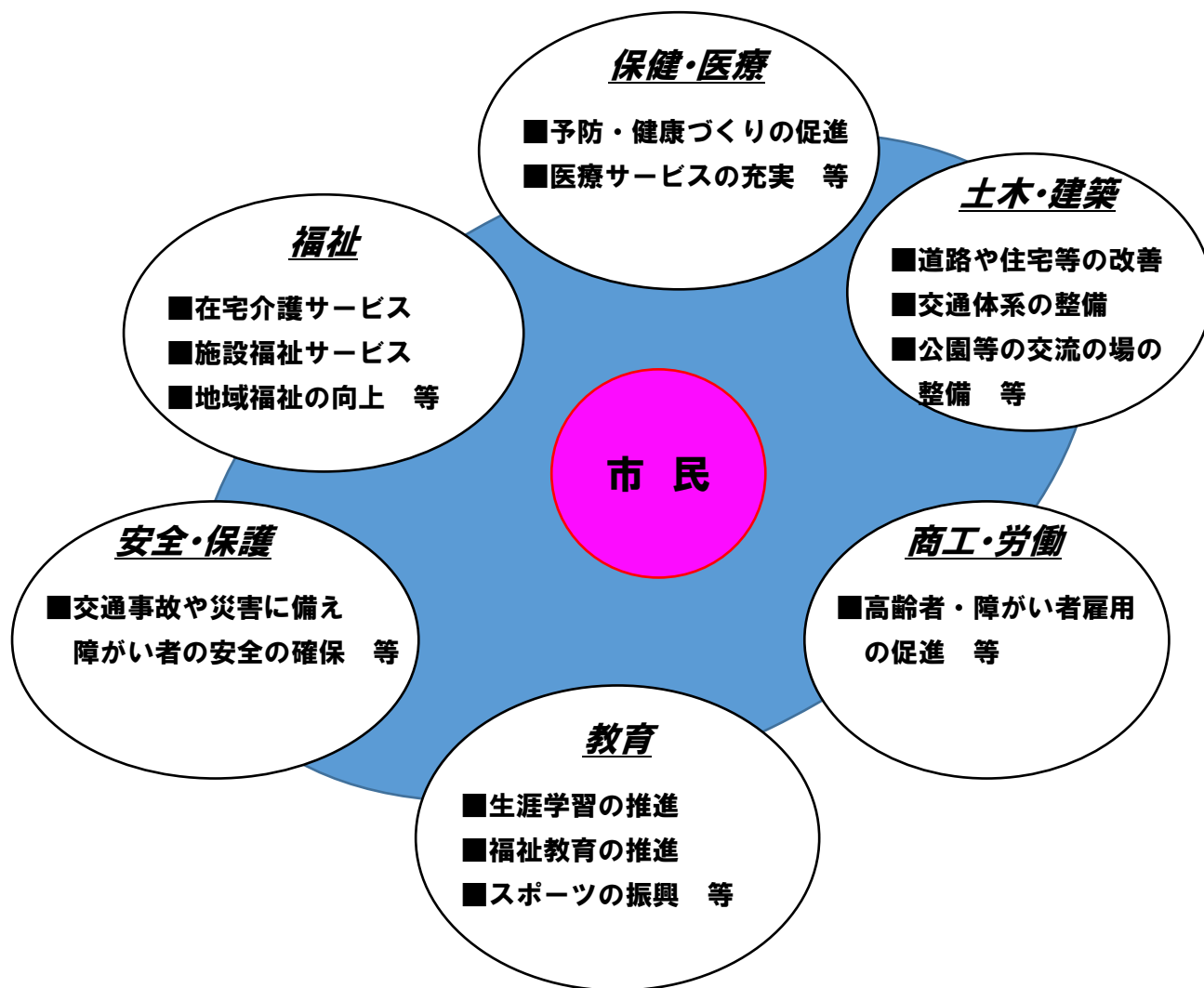
すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《基本的な方針》

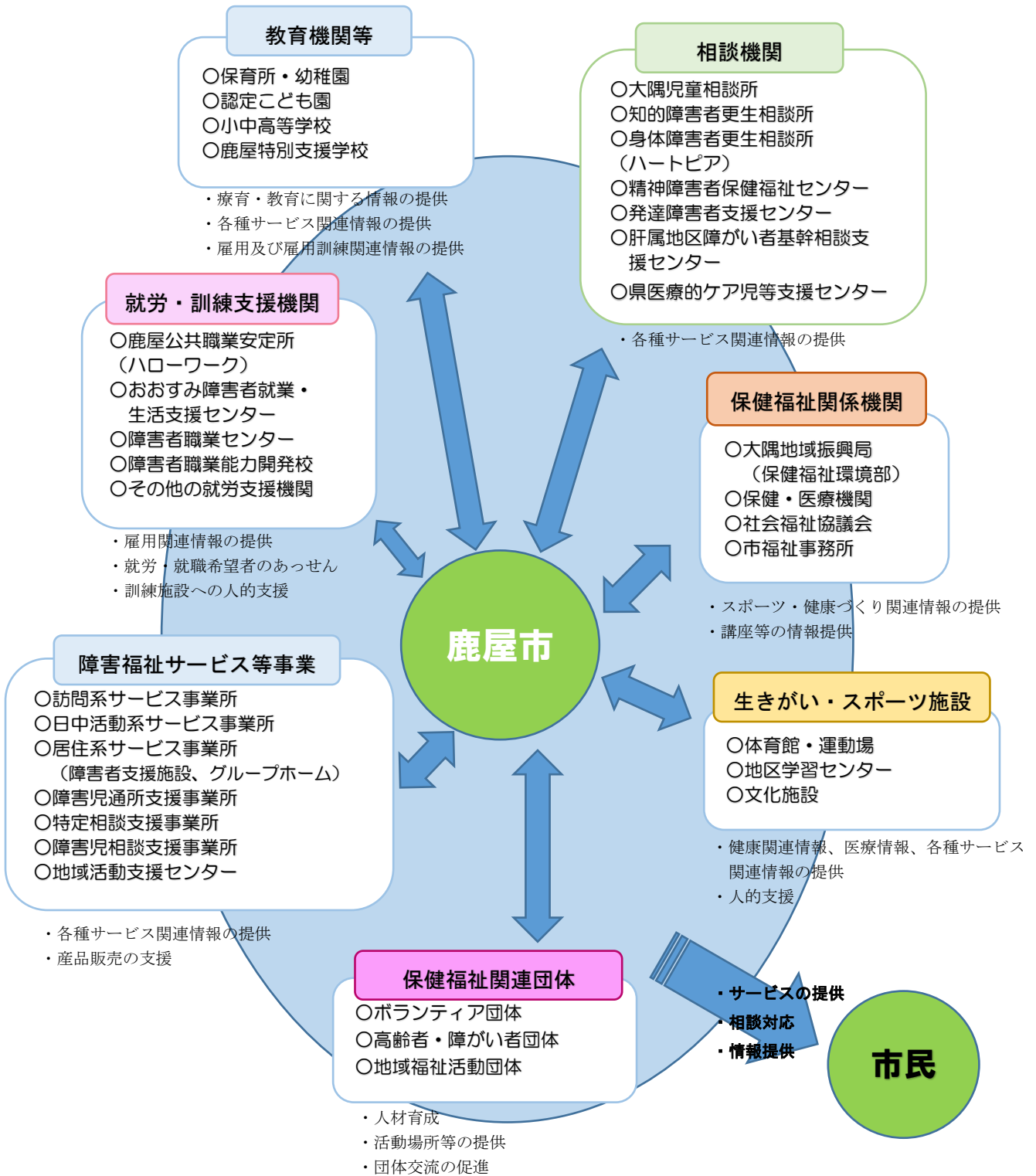
① 地域社会における共生等 ② 障がい者差別の禁止

重点的視点	分野別施策	
市民の理解促進	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の推進、虐待の防止 障がいを理由とする差別の解消の推進 ボランティア活動の推進
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保 ・ 移動しやすい環境の整備等 アクセシビリティに配慮した施設の普及促進 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信における情報アクセシビリティの向上 情報提供の充実等 意思疎通支援の充実
障害福祉サービス提供体制の充実	防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策の推進 ・ 防犯対策の推進 消費者トラブルの防止
	行政における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> 選挙における配慮 窓口等における配慮及び障がい者理解の促進等
地域移行の支援	保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健・医療の適切な提供等 保健・医療の充実等 保健・医療を支える人材の育成・確保 難病に関する保健・医療施策の推進 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
社会参加の促進	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援の推進 ・ 相談支援体制の構築 地域移行支援、在宅サービス等の充実 障がい児に対する支援の充実 障害福祉サービス等の質の向上等 福祉用具の普及促進と利用支援 障がい福祉を支える人材の育成・確保
雇用・就業の支援	教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システムの推進 教育環境の整備 生涯を通じた多様な学習活動の充実
まちづくりの推進	雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な就労支援 ・ 経済的自立の支援 障がい者雇用の促進 ・ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 一般就労が困難な障がい者に対する支援
障がい児の支援	文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の振興 スポーツの振興

2 庁内における施策の連携イメージ



3 市と関係機関との連携イメージ



第1章 分野別施策の基本的方策

基本理念、重点的視点を踏まえ、今後、本市が推進する分野別施策を示します。また、生活環境、雇用・就業などの数値目標やサービス見込量については、鹿屋市障がい福祉計画及び鹿屋市障がい児福祉計画で定めます。

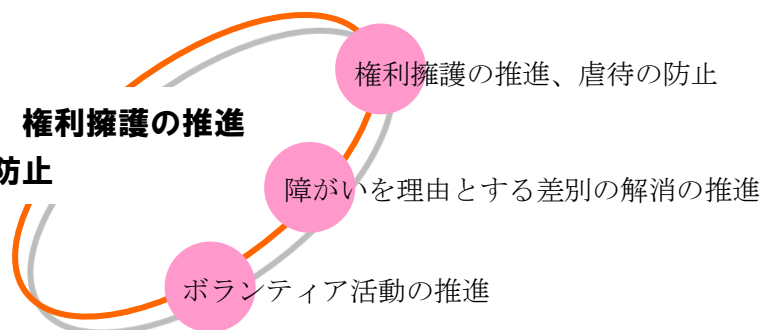
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

<現状と課題>

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法や県が制定した障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例等の実効性ある施行を図る必要があります。

また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がい者の権利擁護のための取組を推進する必要があります。

1 差別の解消、権利擁護の推進 及び虐待の防止



(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

- ① 肝属地区障がい者基幹相談支援センターその他の関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、障害福祉サービス事業者等に対し、権利擁護に関する研修等を実施します。
- ② 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階の支援を含む。）に支援が必要な障がいのある人が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、本人の自己決定を尊重し、必要な支援等が行われることを推進します。

- ③ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、身寄りがない者等について市長申立てを行います。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① 障害者差別解消法等の趣旨・目的や障がい及び障がい者に対する正しい理解促進を図るために、広報・啓発活動に取り組みます。
- ② 雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた障害者雇用促進法について、関係機関と連携し、鹿屋市の広報誌「広報かのや」の活用等により周知・啓発を図ります。
- ③ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、肝属地区障がい者基幹相談支援センターの相談体制の充実等に取り組みます。

(3) ボランティア活動の推進

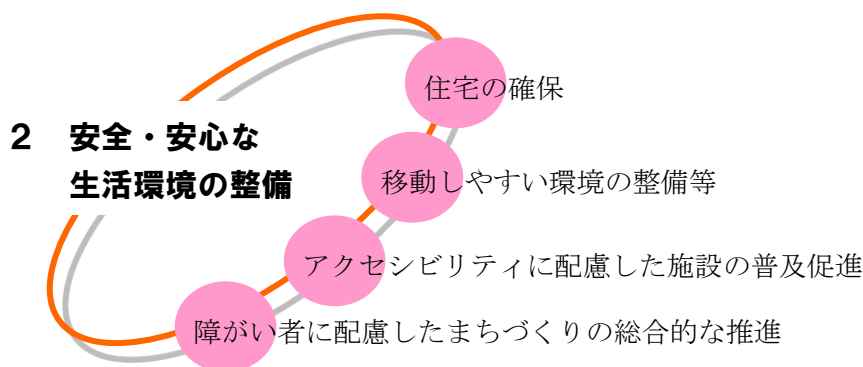
- ① 本市におけるボランティアの活動は、主として鹿屋市社会福祉協議会が主体となってボラントピア事業を通じて「小学生のボランティア体験講座」「ボランティアの出前講座」などを行っています。今後は、社協の鹿屋市ボランティアセンター、地域のボランティア団体、鹿屋っ子クラブ（市教育委員会）などと連携しボランティア教育の推進に努めます。
- ② また、障がいのある人本人が、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりのために、社協や肝属地区障がい者基幹相談支援センターなどと連携します。

2 安全・安心な生活環境の整備

<現状と課題>

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮した福祉のまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進することが必要です。

公共的な建築物、公共交通機関、道路等について、障がいのある人が安全かつ快適に利用できるように「バリアフリー法」等に基づき、バリアフリー化をさらに進めることが必要です。



(1) 住宅の確保

- ① 市営住宅については、段差等の障壁がないバリアフリー化された住宅の整備に努めます。
- ② グループホーム等の利用者に対して、居住費用等を助成する制度の活用を促進して、経済的負担の軽減に努めます。
- ③ 障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図ります。また、地域で生活する障がい者の、支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。

(2) 移動しやすい環境の整備等

- ① 県が実施する身障者用駐車場の適正利用を図る「パーキングパーミット制度」についての市民に対する周知を行い、制度のさらなる普及を推進します。

- ② 外見から障がいのあることが分かりにくい人などが配慮や援助を受けやすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布し、市民や事業所への普及啓発に努めます。
- ③ 福祉有償運送等の活用により、障がい者に対して個別的な移動手段を提供します。

(3) アクセシビリティに配慮した施設の普及促進

- ① 市有施設や民間の公共的施設等について、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例等に基づく合理的配慮の観点、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえバリアフリー化を促進します。
- ② 県内の主要施設における障がい者優先トイレの整備状況など、バリアフリー化の状況を情報提供する鹿児島県のサイト「やさしい鹿児島スイスイなび」について周知を図り、障がいのある人が快適に外出や観光ができるように努めます。

(4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ① 心豊かで住みよい福祉のまちづくりを実現するため、広報やボランティア活動の促進、福祉教育の充実等により、心のバリアフリー化に取り組みます。
- ② 公共交通機関や歩道などの歩行空間等について、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例等に基づく合理的配慮の観点、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー化を推進します。



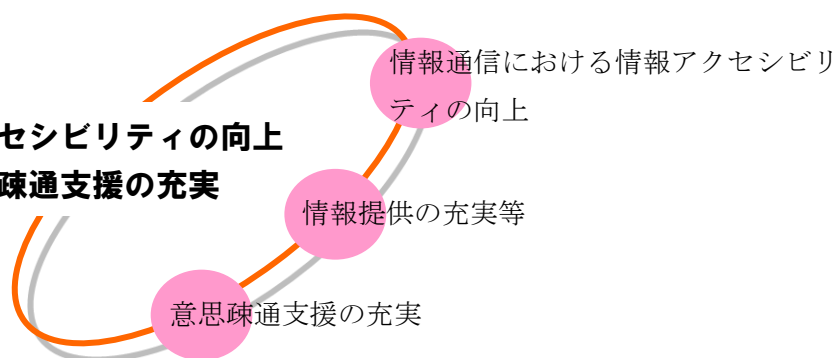
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

<現状と課題>

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が円滑に情報を取得・利用することができるよう、障がい者の特性等に配慮した情報の提供の促進を図る必要があります。

あわせて、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

3 情報アクセシビリティの向上 及び意思疎通支援の充実



(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- ① 障がいのある人の自己決定を保障するため、本人の意思を聴き取る支援の実施や、判断に必要な情報を分かりやすく伝えるなど、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- ② 公共インフラとしての電話リレーサービスについて、広く周知し、その利活用が促進されるよう努めます。
- ③ 障がい者のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上に努めます。

(2) 情報提供の充実等

- ① 市広報誌について、録音版等を作成・配布し、障がいのある人に配慮した市政の広報に努めます。

- ② 各種講演会等で意思疎通支援員を派遣することで、障がいのある人に配慮したイベントの運営に努めます。
- ③ 各種サービスについての周知が不十分なものを広報誌やホームページ等を利用して再度周知し、障がいのある人が広く利用できるよう努めます。

(3) 意思疎通支援の充実

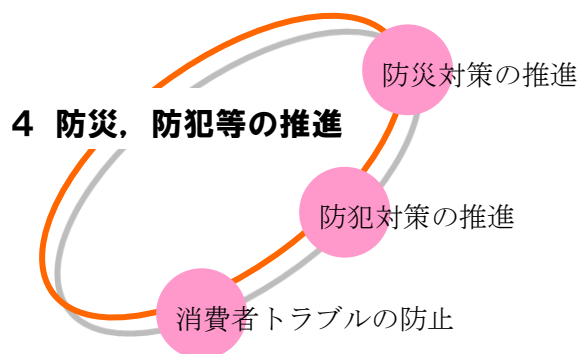
- ① 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえて、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者の特性に応じた意思疎通支援の充実に努めます。
- ② かがしま県民手話言語条例を踏まえ、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備を図るため、手話の普及等に関する施策を推進します。
- ③ 視聴覚障がい者等に対してコミュニケーション支援を行う、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、音訳奉仕員、点訳奉仕員等の養成研修を実施します。
- ④ 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児にとって、聴覚機能をカバーする補聴器は、日常生活における言語の獲得、コミュニケーション能力の向上、知識技能の習得などに役立つことから、購入費用の助成を行います。

4 防災、防犯等の推進

<現状と課題>

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災への取組を推進する必要があります。

また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組が必要です。



(1) 防災対策の推進

- ① 障がいのある人や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 障がい特性に応じた避難支援などの充実を図るため、福祉や防災などの関係者が連携し、避難確保計画、非常災害対策計画、業務継続計画、個別避難計画等の各種計画の策定や実効性の確保等を促進することにより、当事者参画の下、地域の関係者が協力し、安全な避難先を定めるなど計画策定を通じた災害に強い地域社会づくりにつなげます。
- ③ 災害に備えて、地域全体で障がいのある人等の避難行動要支援者の避難支援等を実施するため、防災関係部局と連携して避難行動要支援者名簿の作成・更新及び避難支援等関係者への事前提供を促進します。
- ④ 災害発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、県

警察等の協力を得つつ、手話等による情報取得を含めた、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。

- ⑤ 避難所のバリアフリー化や、避難所において手話等によるコミュニケーション手段など障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、要配慮者の対応、支援等について定めた「避難所管理運営マニュアル」の適宜見直しや、福祉避難所の確保など、避難所管理運営体制の整備を促進します。
- ⑥ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に障がいのある人などの参画を促進し、障がいのある人のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策が推進されるよう努めます。
- ⑦ 自力避難が困難なため土砂災害の犠牲になりやすい障がいのある人等が利用する要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定及び適宜見直しなど、避難体制の整備を促進します。
- ⑧ 地域防災力の向上を図るため、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における防災活動等に指導的役割を担う「地域防災リーダー」の養成に努めます。
- ⑨ 消防本部と連携しながら、障がいのある人に分かりやすい方法で火災予防に関する普及啓発を図るとともに、住宅火災警報器の設置、定期的な維持管理の促進を図り、住宅火災の発生を防止します。

（２）防犯対策の推進

- ① 聴覚に障がいがある人などの音声による110番通報が困難な方に対し、スマートフォン等を利用して文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」や、電話リレーサービスを利用した手話による110番通報の方法などの周知に努めます。
- ② 「鹿屋市安全・安心まちづくり条例」に基づき、犯罪の防止に関する広報・啓発や町内会等と連携して、障がいのある人に対する犯罪の防止に努めます。
- ③ 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

（３）消費者トラブルの防止

消費生活センターにおける障がいのある人からの消費生活相談においては、障がいの特性に配慮した相談体制の充実を図るとともに、消費者トラブルを未然に防ぐため、出前講座の開催などを実施します。

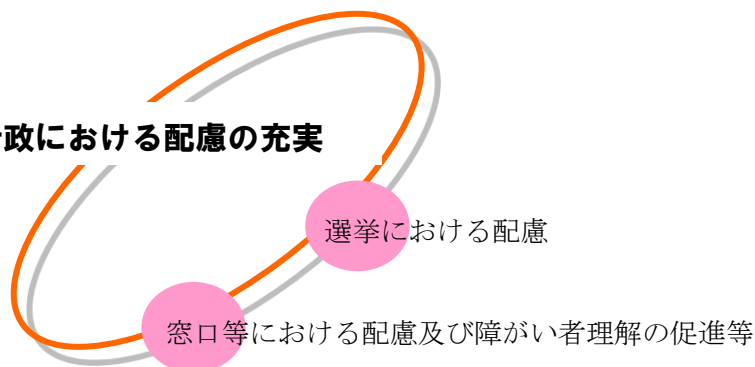
5 行政における配慮の充実

<現状と課題>

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供が必要です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う必要があります。

5 行政における配慮の充実



(1) 選挙における配慮

- ① 点字による候補者情報の提供等、障がいのある人に配慮した選挙情報提供の充実を図ります。
- ② 移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置など、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がいのある人が障がい特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう取り組みます。
また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることに ついて、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、投票所に入る ことができることの周知を図ります。
- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進 により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投 票機会の確保を図ります。

(2) 窓口等における配慮及び障がい者理解の促進等

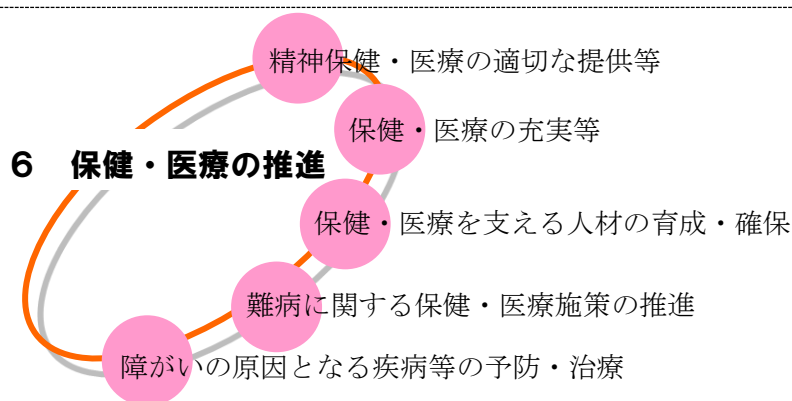
- ① 職員が適切に対応するために、職員に対する研修を実施します。また、職員が手話を学ぶ機会の確保に努めます。
- ② 行政情報の提供等に当たっては、ICTの利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。また、ホームページについて、ウェブアクセシビリティの向上への対応に努めます。
- ③ 市広報誌について、録音版等を作成・配布し、障がいのある人に配慮した市政の広報に努めます。

6 保健・医療の推進

<現状と課題>

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図るとともに、保健・医療を支える人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める必要があります。

また、障がいのある人については、医療機関にかかっている割合が高くなっており、個々の障がいの原因となっている疾病等に応じて、適切な保健・医療サービスが提供される必要があります。



(1) 精神保健・医療の適切な提供等

- ① こころの病気は誰にでも起こり得ることや、こころの健康の大切さについて、啓発を行うとともに、病気に対する偏見等の解消に努めます。
また、各年代や、家庭・学校・職場・地域等、それぞれの生活の場に応じた、こころの健康や保持・増進のあり方について、正しい知識の周知・啓発を行います。
- ② 不安や悩みを抱えている人が、気軽に保健相談センター、県精神保健福祉センター、保健所等の相談機関を利用できるよう、各相談窓口の周知を図ります。
- ③ 壮年期・高齢期などの自殺者数の多い年代をはじめとして、それぞれの年代に応じた自殺防止対策に取り組みます。

(2) 保健・医療の充実等

- ① 乳幼児健康診査、巡回等療育支援事業、就学児健診等の実施により障がいの早期発見に努めます。
- ② 児童発達支援による障がい児等に対する訪問療育・外来療育等により、地域における障がいのある児童の療育を実施します。
- ③ 腎臓機能障がい者や人工関節置換術・ペースメーカー埋め込み手術等が必要な身体障がい者について、障がいの軽減・除去・重症化の防止等を図るため、更生医療費を給付します。
- ④ 重度心身障がい者が医療に要した費用の自己負担分に対し助成を行い、医療費の負担軽減に努めます。

(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

- ① 地域において健康相談等を行う保健相談センター等に各種専門職員を配置し、職員の資質の向上を図るとともに、障がい者にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健・医療・福祉事業従事者及び教育関係者間の連携を図ります。
- ② 施設等において、たんの吸引など医療的な処置が必要な入所者に対し、必要なケアを安全に提供できるようにするため、県の実施するたんの吸引等の実施のための研修の周知に努めます。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

- ① 難病患者への支援に係る課題を情報共有し、関係機関等の連携を図ると共に、地域における支援体制の整備について協議する大隅地域難病対策地域協議会へ参画します。
- ② 小児慢性特定疾病児童等については、日常生活用具を給付するなど、よりよい日常生活を送るための支援に努めます。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

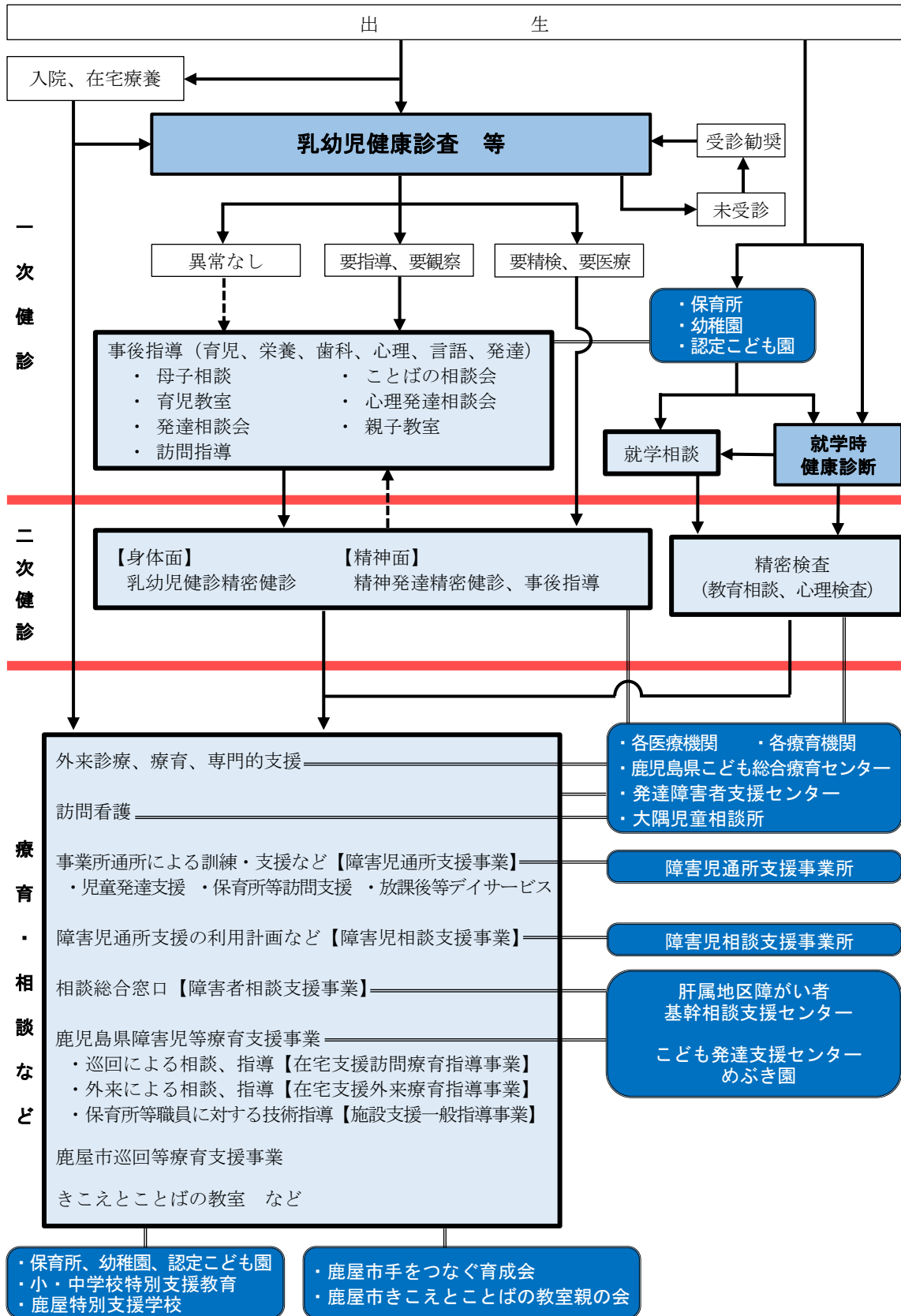
- ① 肢体不自由や視覚障がい及び様々な内部障がいをもたらす、脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病、腎臓病等について、発症・重症化の予防に努めます。
- ② 疾患や障がいの発生予防、早期発見のため、妊産婦健診や新生児聴覚検査、3か月児・7か月児・9～11か月児・1歳6か月児・2歳児歯科健康診査・3歳児の健康診査、巡回等療育支援事業を実施します。

第2部 各論 第1章 各施策の基本的方策

また、就学前に健康診断を実施して、障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めます。

- ③ 乳幼児健康診査や育児支援教室等において、転落などの不慮の事故に対する適切な対処方法について普及啓発を行い、障がいの原因となる疾病等の予防に努めます。

《地域療育システムイメージ図》



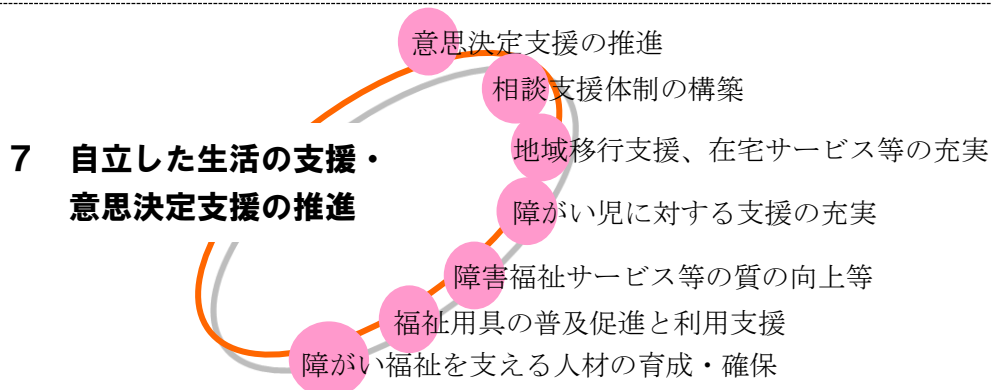
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

<現状と課題>

障がい者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。

また、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

さらに、障がい者等が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がい児への支援の充実、障害福祉サービス等の質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の提供、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む必要があります。



(1) 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階の支援を含む）に支援が必要な障がいのある人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。
- ② 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、身寄りがない者等について市長申立てを行います。

(2) 相談支援体制の構築

- ① 障がいのある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。
- ② 地域における相談支援の中核的な役割を担う肝属地区障がい者基幹相談支援センターを中心に、障がいの特性に応じた相談機関へのつなぎ等、関係機関との連携の緊密化を図るとともに、肝属地区障害者自立支援協議会においても地域課題について協議を行い、支援の充実を図ります。
- ③ 地域で生活する障がいのある人の相談ニーズに対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等への情報の提供等による資質の向上に努めます。
- ④ 障がいのある人に対する虐待の防止や解決を図るため、「肝属地区障がい者虐待防止センター」において虐待に関する相談に対応するとともに、虐待があった場合には関係機関と連携して解決に努めます。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 地域生活への移行を希望する障がいのある人について、地域相談支援や障害者総合支援法の居宅介護サービスの提供体制の充実などにより、安心して地域へ移行できるように努めます。
- ② 精神障がい者については、特に長期入院患者等の退院を促進していく必要があることから、医療機関と連携しながら地域移行を推進します。
- ③ 精神障がい者の地域定着を推進するため、関係機関を対象とした研修会等への参加を促進するとともに、精神障がい者に対する地域住民の偏見・差別をなくするための啓発活動や、保健師等による相談支援を実施します。
- ④ 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まい（医療を受けられる環境の整備を含む）の確保支援も含めた地域の基盤整備を推進します。

第2部 各論 第1章 各施策の基本的方策

- ⑤ 地域で生活する障がいのある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の機能強化・充実を図り、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能の強化を推進します。
- ⑥ 地域生活への移行に向けて訓練を行う自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）の利用を促進して、日常生活や社会生活への復帰を支援します。
- ⑦ 視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者・奉仕員や要約筆記者、音訳奉仕員、点訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者などを養成して社会参加を促進します。
- ⑧ 就業を通じた社会参加を促進するため、「おおすみ障害者就業・生活支援センター」と連携して、就業面と生活面の一体的な支援を行います。
- ⑨ 地域における安心した暮らしを支えるため、障害者総合支援法の居宅介護サービスなど訪問系サービス等の充実に努めます。
- ⑩ 障がいのある人の一人暮らし等を支える自立生活援助等により、地域生活への移行を促進します。
- ⑪ 障がいのある人とその家族の支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がいのある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

（４）障がい児に対する支援の充実

- ① 児童発達支援において、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活になじむための訓練及び技能や知識の習得などを提供します。
- ② 児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援については、関係機関と連携し、事業所の支援の質の向上・充実を図るとともに、サービス提供体制の充実に努めます。
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進を図ります。

(5) 障害福祉サービス等の質の向上等

- ① 指定障害福祉サービス事業所において、障がいのある人が希望する生活の実現や生活の質を向上させるための課題等が的確に把握され、一人ひとりに合った個別支援計画が作成されるよう支援します。
- ② 長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切に支給決定するように努めます。
- ③ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。
- ④ 障害福祉サービス事業に関して、市などに寄せられた障がいのある人からの意見等については、指定障害福祉サービス事業者に提供して、サービス提供に障がいのある人の意見が反映されるよう努めます。
- ⑤ 相談支援事業所や肝属地区障がい者基幹相談支援センター等との連携を深め、相談から支援への円滑な移行や在宅生活の支援に努めます。
- ⑥ 障がいのある人においては、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、また、身体障がいの中でも肢体不自由や内部障がいなど、その種別ごとに現状やニーズが異なる場合もあるため、障がいの特性に応じた支援に努めます。
- ⑦ 障がいのある人に対する支援や市民に対する啓発活動を実施している障がい者団体については、その育成に努めます。
- ⑧ 障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。
- ⑨ 指定障害福祉サービス事業所における虐待について、市、肝属地区障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して解決に努めます。
- ⑩ 知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない人が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、成年後見制度や社会福祉協議会が行う福祉サービス利用支援事業の利用を促進します。

第2部 各論 第1章 各施策の基本的方策

- ⑪ 高齢の障がい者については地域包括支援センターと連携しながら、医療・介護・生活支援等が総合的に提供できる体制の充実に努めます。

(6) 福祉用具の普及促進と利用支援

- ① 補装具・日常生活用具の給付等により、身体障がい者等の日常生活の利便性の向上に努めます。
- ② 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する身体障がい者が施設等の利用を拒まれることがないように、広報・啓発を図ります。

(7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

市内事業所の従事者の資質向上のため、県や肝属地区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携しながら、研修の機会の確保や職場環境の改善などに取り組みます。

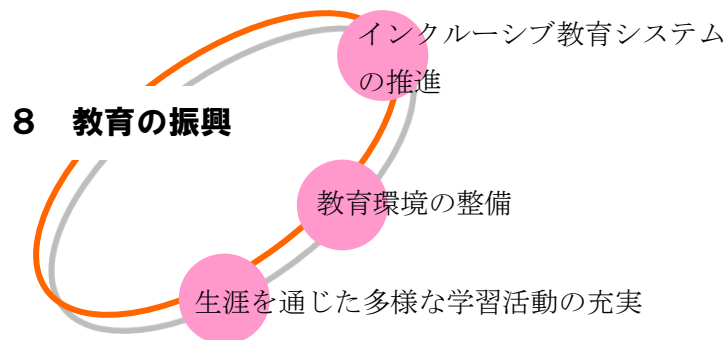
8 教育の振興

<現状と課題>

障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進することが必要です。

また、高等教育を含む学校教育における障がいのある幼児・児童・生徒及び学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障がいのある幼児・児童・生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備を図ることが必要です。

さらには、障がい者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現が求められています。



(1) インクルーシブ教育システムの推進

- ① 障がいのある幼児・児童・生徒やその保護者に対して、教育、福祉、医療、保健、労働等の各機関が連携して、障がいの早期発見に努め、乳幼児期から学校卒業までのそれぞれの段階にわたり、一貫した相談支援が行われるよう体制の充実に努めます。
- ② 障がいのある幼児・児童・生徒の就学相談・就学先決定に当たっては、鹿屋市教育委員会が、本人・保護者に対し、多様な学びの場について十分情報提供しつつ、本人・保護者と鹿屋市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うよう努めます。
- ③ 特別支援学校と地域の小学校との交流や、「総合的な学習の時間」等において、車いす体験、視覚障がい者の疑似体験等を通して、障がいのある人についての理解を深める学習を推進します。

第2部 各論 第1章 各施策の基本的方策

- ④ 「いじめの防止等のための基本的な方針」等を踏まえ、障がいのある幼児・児童・生徒が関わるいじめ等の防止や早期発見等に努めます。

(2) 教育環境の整備

- ① 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の活用を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図ります。
- ② 小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童生徒の支援における特別支援教育支援員の役割の重要性から、学校等の実情に応じた特別支援教育支援員の配置を促進します。
- ③ 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ④ 特別支援学級の教員については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることから、特別支援教育に関する研修会等の充実を図ります。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

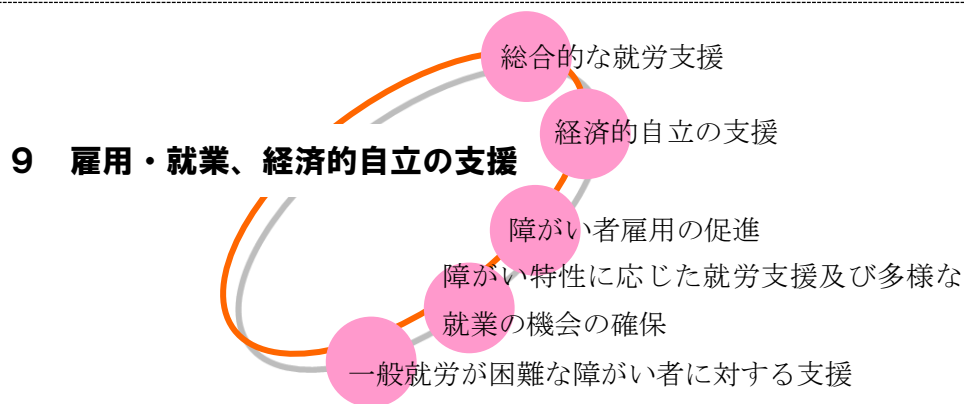
- ① 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進します。
- ② 市立図書館を中心に、障がい者等の読書環境の充実を図ります。
- ③ 障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供し、充実を図ります。

9 雇用・就業、経済的自立の支援

<現状と課題>

障がい者が自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。

また、障がい者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現のためには、職業を通じた社会参加が重要であり、障がいのある人がその能力に応じた職業に従事できるようにするため、多様な就業機会の確保に努めるとともに、個々の障がいのある人の特性に配慮した相談・訓練・紹介等を行う必要があります。



(1) 総合的な就労支援

- ① 就業に関する相談については、障がいのある人の状況に応じて、ハローワークやおおすみ障害者就業・生活支援センター、鹿屋市、相談支援事業所等の関係機関が連携して取り組みます。
- ② 就労移行支援事業所での作業や、企業における実習等を通じて、一般就労への移行を目指す就労移行支援サービスの活用を促進するとともに、就労移行支援などの支給決定者に対し、更生訓練費を支給することで経済的に支援します。
- ③ 雇用の分野における障がい者差別の解消を推進するため、障がいのある人が職場で働くに当たって合理的配慮がなされるとともに、障がいを理由として応募や採用を拒否したり、賃金等の労働条件において不利益な扱いがないよう、関係機関と連携しながら、啓発に取り組みます。
- ④ 使用者による虐待の防止についての広報・啓発を行うとともに、虐待事案が発生したときは関係機関と連携して、早期の解決に努めます。

第2部 各論 第1章 各施策の基本的方策

- ⑤ 段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障がいのある人が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ、職場環境の改善に努めます。

また、職場環境において、職場の理解、コミュニケーションや人間関係の調整、精神的に安定できるスペースの確保などに配慮ができるよう、事業者へ協力を求めます。

(2) 経済的自立の支援

- ① 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の給付や制度の周知及び相談・支援体制の充実に努めます。
- ② 公共交通機関での割引制度などについて、周知するとともに、タクシー券を交付することで障がいのある人の経済的負担を軽減し、社会参加の促進を図ります。
- ③ 障がいある人に係る自動車税（種類別・環境性能別）の減免措置及び当該制度に関する周知・広報を行います。

(3) 障がい者雇用の促進

- ① 障害者雇用率制度などの各種制度について、関係機関と連携し、周知・啓発を図り、障がい者雇用の促進を図ります。
- ② 障がいのある人の法定雇用率は、令和6年4月に2.5%（従業員40人以上の民間企業の場合）、令和8年7月に2.7%（従業員37.5人以上の民間企業の場合）に段階的に引き上げられることから、事業主等に対する制度の周知や障がいのある人の雇用についての理解の促進に努めます。
- ③ 本市においても、法定雇用率を継続して達成するよう引き続き雇用の推進します。
- ④ 障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの調達に関する方針を策定するとともに、調達方針に即した調達の実施に努めます。

(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ① 時間や場所にとらわれない働き方が可能なテレワークなど、多様で柔軟な働き方を推進します。
- ② 関係機関と連携しながら、障がい者就労施設等に対する情報提供等を通じて、農業分野での障がい者の就労支援（農福連携の取組）を推進します。

(5) 一般就労が困難な障がい者に対する支援

鹿屋市における障がい者就労施設等からの調達に関する方針に即した調達の実施に努め、就労支援施設の工賃の向上に向けた取組を進めます。

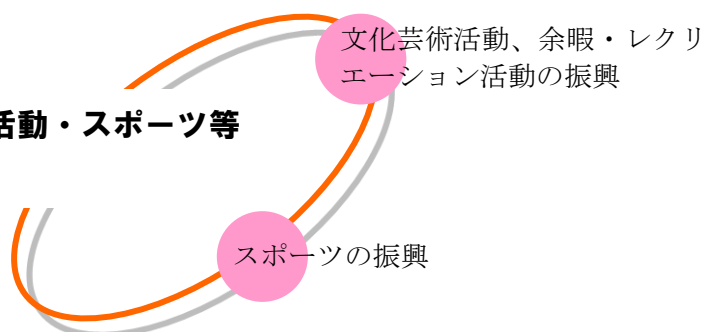
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

<現状と課題>

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることが重要です。

スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がい者の体力の維持・増進や交流、余暇の充実等を図ることが必要です。さらに、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及・充実を図ることが必要です。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興



(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の振興

- ① 障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
- ② 市内で開催される、各種イベントでの合理的配慮をなすことで、障がいのある人が参加しやすい環境となり、障がいのある人もない人も同じように文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動に参加できるように努めます。
- ③市内の文化芸術施設等を利用する場合の利用料の減免について検討します。

(2) スポーツの振興

- ① 障がいに対する意識を変える心のバリアフリーを推進するとともに、障がいのある人とない人が共にスポーツに参画する機会を提供することで、障がい者スポーツに対する理解促進を図ります。
- ② 市内のスポーツ施設を利用する場合の利用料の減免について検討します。

第2章 計画の推進体制

1 計画の推進体制整備 【計画（Plan）】

障がいのある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、市内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、行政の枠にとらわれず関連する組織との連携を図り、計画の推進体制を整備することとします。

2 事業実施及び計画の進行管理 【実行（Do）】

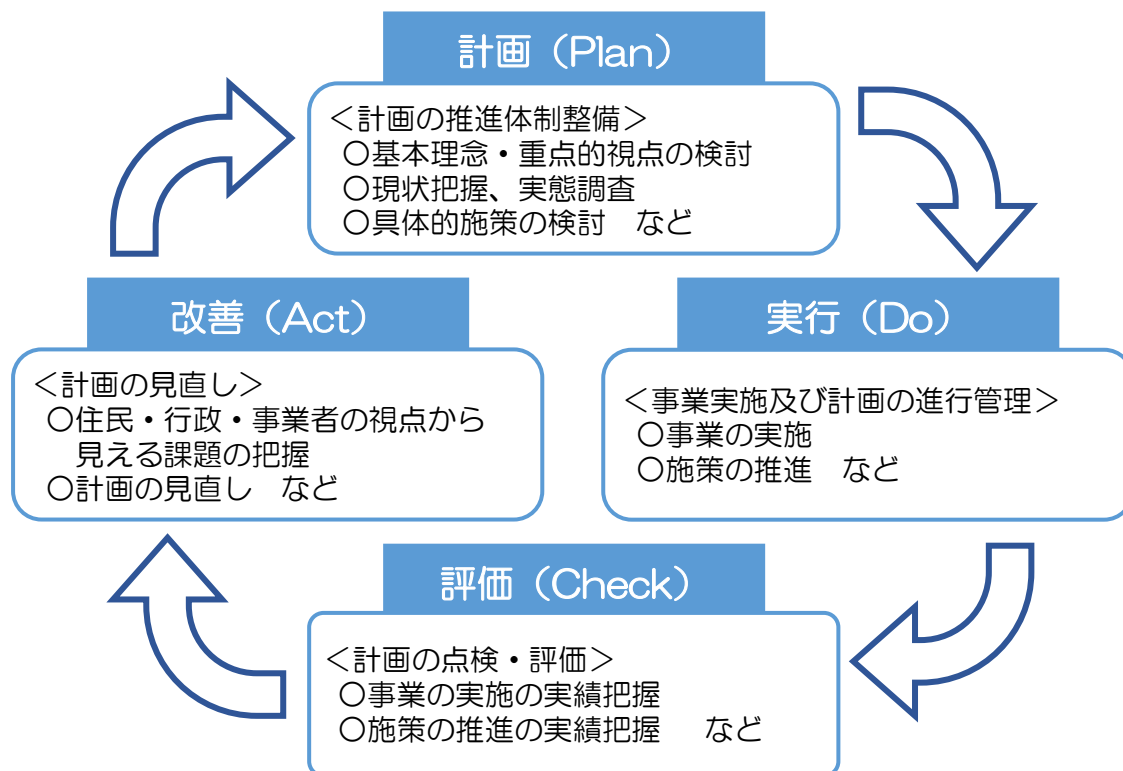
策定した計画の内容を踏まえて、目標達成に向けて施策を推進していきます。また、新しい計画の周知を図ることや、評価のために実績把握のための準備などを行います。

3 計画の点検・評価 【評価（Check）】

本計画を着実に推進していくため、障がい者基本計画等策定委員会において施策の進捗状況を把握します。また、事務局となる福祉政策課が実施結果のとりまとめを行い、計画全体の進捗状況について把握していきます。

4 計画の見直し 【改善（Act）】

計画期間中においても、障がいがある人のニーズの多様化、社会経済状況の変化など本市や障がいのある人を取り巻く状況の変化により、計画の見直しが必要とされる場合は、国や県の動向を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うものとします。



第3部 鹿屋市成年後見制度利用促進基本計画

鹿屋市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

国は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の増加に伴い、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）を施行し、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

成年後見制度利用促進法において、市町村は、国の計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされていることから、本市においては、この項を同法に基づく計画として位置づけ、「鹿屋市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「鹿屋市障がい者基本計画（第3期）」と一体的に策定します。成年後見制度の普及、啓発を進めるとともに、関係機関とも連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ることとします。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 本市の状況

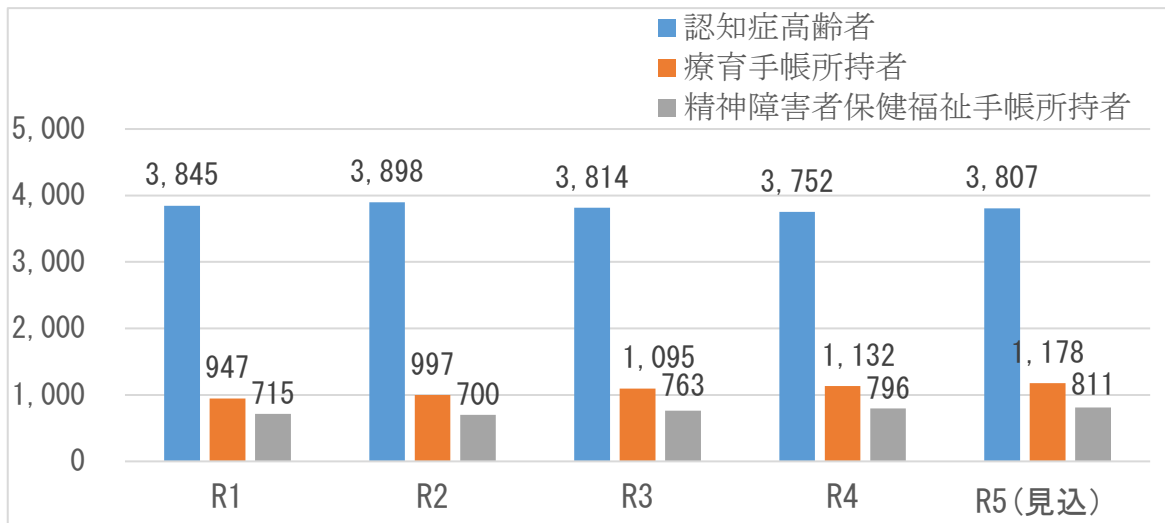
令和5年3月31日現在、本市の高齢者数は30,528人で、高齢化率は30.7%となっています。要支援・要介護認定を受けている方のうち、日常生活自立度のⅡa以上と判定された認知症高齢者数は、3,807人（令和5年10月1日現在）となっています。

また、令和5年4月1日現在、療育手帳所持者数は1,178人、精神障害者保健福祉手帳所持者は811人です。

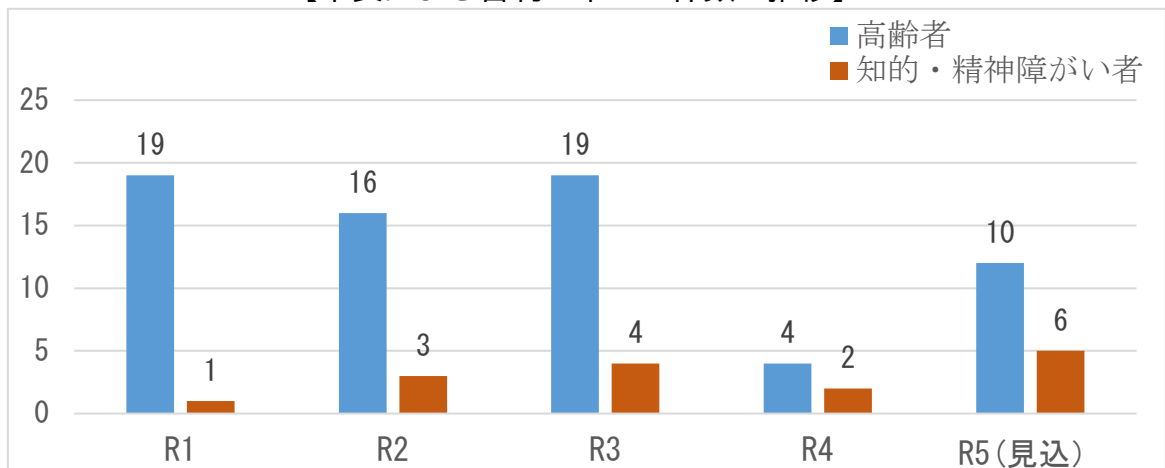
本市では、成年後見制度の市長による審判の申立てや後見人等への報酬助成を行っているほか、令和5年4月には、鹿屋市権利擁護推進センターを中核機関として位置付け、関係機関等と連携を図りながら、成年後見制度に関する相談、制度の利用支援、広報啓発に取り組んでいます。

第3部 鹿屋市成年後見制度利用促進基本計画

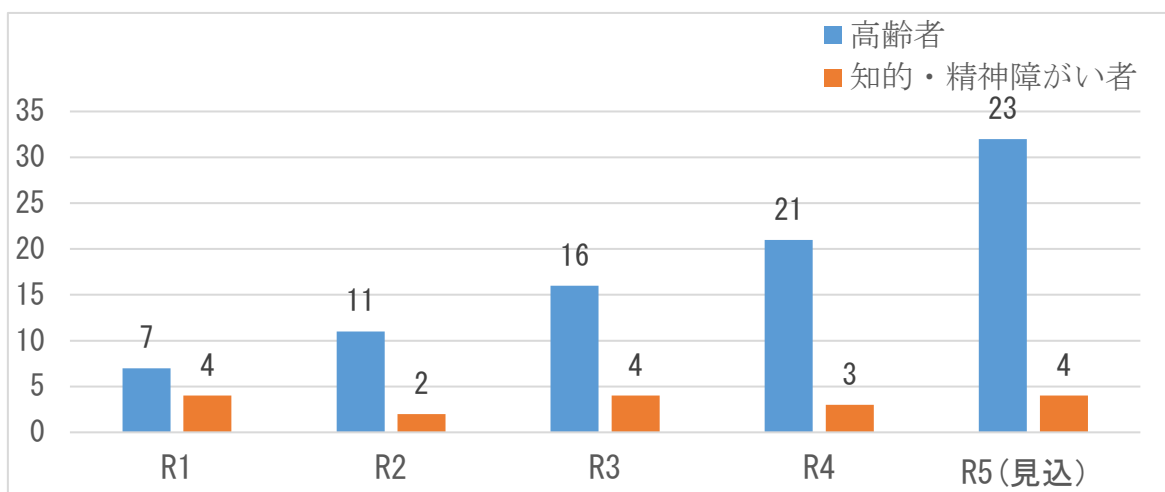
【認知症高齢者、知的・精神の障がい者手帳所持者の推移】



【市長による審判の申立て件数の推移】



【成年後見制度報酬助成件数の推移】



第3部 鹿屋市成年後見制度利用促進基本計画

5 基本方針

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護支援を充実させるため、次のとおり基本方針を定めます。

(1) 成年後見制度の周知・啓発

成年後見制度の理解を促進するため、市民に対する制度や相談体制などの周知と啓発を推進します。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

鹿屋市権利擁護推進センターを中心に、地域の関係機関の協力を得ながら、地域連携ネットワークの構築を目指します。「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能を、実情に応じて、柔軟に実施し、段階的に整備を進めます。

(3) 成年後見制度利用支援事業の適切な実施

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の特性を理解した上で、支援が必要な方の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した支援を行います。

6 基本方針に沿った今後の取組の方向性

(1) 成年後見制度の周知・啓発

成年後見制度に関する市民の理解を高め、相談に適切に応じ、利用を促すため、鹿屋市権利擁護推進センター、鹿屋市地域包括支援センター、肝属地区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、パンフレットや広報等を通じた周知、相談の充実を図ります。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ① 鹿屋市権利擁護推進センターを中核機関として位置付け、地域連携ネットワークを整備し、本人や関係機関から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割を担います。
- ② 市、鹿屋市社会福祉協議会（権利擁護推進センター）、鹿屋市地域包括支援センターや肝属地区障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関において情報共有・連携を図り、権利擁護支援が必要な人の早期把握と早期支援に取り組む

第3部 鹿屋市成年後見制度利用促進基本計画

とともに、様々なケースにおいても必要な場合は、成年後見制度等の支援につなげていきます。

- ③ 各種専門職団体、関係機関が参加する協議会において、地域課題の検討、調整、解決等を進めていきます。
- ④ 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みを作ります。
- ⑤ 地域住民相互による権利擁護を推進するため、鹿屋市社会福祉協議会と連携して市民後見人養成講座やフォロー研修の開催に取り組み、成年後見人等の担い手の確保・育成に努めます。

(3) 成年後見制度利用支援事業の適切な実施

認知症などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方については、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき市長が代わって申立てを行うとともに、資産がない人の成年後見人等に対する報酬の助成を行います。

第4部 資料編

1 策定委員会開催要綱

鹿屋市障がい者基本計画等策定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき鹿屋市障がい者基本計画、鹿屋市障がい福祉計画及び鹿屋市障がい児福祉計画の策定及び推進を図るため、鹿屋市障がい者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鹿屋市障がい者基本計画 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画をいう。
- (2) 鹿屋市障がい福祉計画 障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。
- (3) 鹿屋市障がい児福祉計画 児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画をいう。

(意見等を求める事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見等を述べるものとする。

- (1) 鹿屋市障がい者基本計画の策定に関する事項
- (2) 鹿屋市障がい福祉計画及び鹿屋市障がい児福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他前2号の計画の推進に関し必要な事項

(参加者)

第4条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 障がい者福祉団体の関係者
- (2) 保健・医療関係者

- (3) 教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 福祉ボランティア
- (7) 市民公募による者
- (8) その他市長が必要と認める者
(運営)

第5条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 委員会が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第25号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月25日告示第256号）

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則（令和3年2月25日告示第33号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第163号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第4部 資料編

2 策定委員会名簿

＜鹿屋市障がい者基本計画等策定委員会 名簿＞

No.	委員区分	所 属	職種・資格等	氏 名
1	福祉団体	鹿屋市手をつなぐ育成会	会長	前田 昭一
2	福祉団体	輝北町身体障害者連絡協議会	副会長	安藤 重信
3	福祉団体	肝属地区精神障がい者福祉促進の会	会長	小蓬原 昭雄
4	福祉団体	鹿屋市聴覚障害者協会	会長	田平 榮
5	保健医療関係	鹿屋市医師会	会長	池田 大輔
6	保健医療関係	鹿屋保健所	保健技師	有村 未夢
7	教育関係	鹿屋特別支援学校	教頭	岩岡 良治
8	福祉関係	社会福祉法人 愛光会	理事長	指宿 章子
9	福祉関係	障害者支援施設 陵北荘	施設長	平田 いつみ
10	福祉関係	特定非営利活動法人 愛・あいネット	理事長	柳井谷 昭平
11	福祉関係	肝属地区障がい者基幹相談支援センター	センター長	内村 純一
12	福祉関係	鹿屋市社会福祉協議会	会長	宮下 昭廣
13	福祉関係	鹿屋市民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 正人
14	学識経験者	弁護士法人 おおすみ法律事務所	弁護士	濱田 徹
15	福祉ボランティア	点訳友の会	代表	原村 津矢子
16	市民公募	自営業		下平瀬 哲郎
17	市民公募	合同会社 Just a Little	看護師	宇津野 なり子
18	市長指定	おおすみ障害者就業・生活支援センター	センター長	江之口 博行
19	市長指定	鹿屋市町内会連絡協議会	会長	上籠 司
20	市長指定	鹿屋商工会議所	事務局長	郷原 和徳
21	市長指定	ハローワーク（鹿屋公共職業安定所）	統括職業指導官	今村 政洋

3 策定委員会開催経過

＜鹿屋市障がい者基本計画等策定委員会 開催経過＞

区分	開催日	主な内容
第1回	令和5年10月31日	<p>(1) 会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画の概要（障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画） ◆ 鹿屋市障がい者基本計画（第3期）について ◆ 第7期鹿屋市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について
第2回	令和5年12月14日	<p>(1) 報告 第1回策定委員会が出された意見への対応について</p> <p>(2) 会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 鹿屋市障がい者基本計画（第3期）（案）について ◆ 第7期鹿屋市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について
第3回	令和6年2月15日	<p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第2回策定委員会等が出された意見への対応について ◆ パブリックコメントに対する意見等の概要及び検討結果について <p>(2) 会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 鹿屋市障がい者基本計画（第3期）（案）について ◆ 第7期鹿屋市障がい福祉計画・第3期鹿屋市障がい児福祉計画（案）について